

第 2 章

雇用・失業情勢の動向

緩やかな景気回復基調が続く中で、完全失業率は 2016 年度平均で 3.0% と 1994 年度以来 22 年ぶりの低い水準となり、有効求人倍率は 2016 年度平均で 1.39 倍と 1990 年度以来 26 年ぶりの高水準となるなど、雇用情勢は改善が続いている。本章では、このような 2016 年度の雇用・失業等の動向についてみていく。

第 1 節 雇用情勢の概況

●雇用情勢は改善を続けており、失業率の低下・求人倍率の上昇は継続

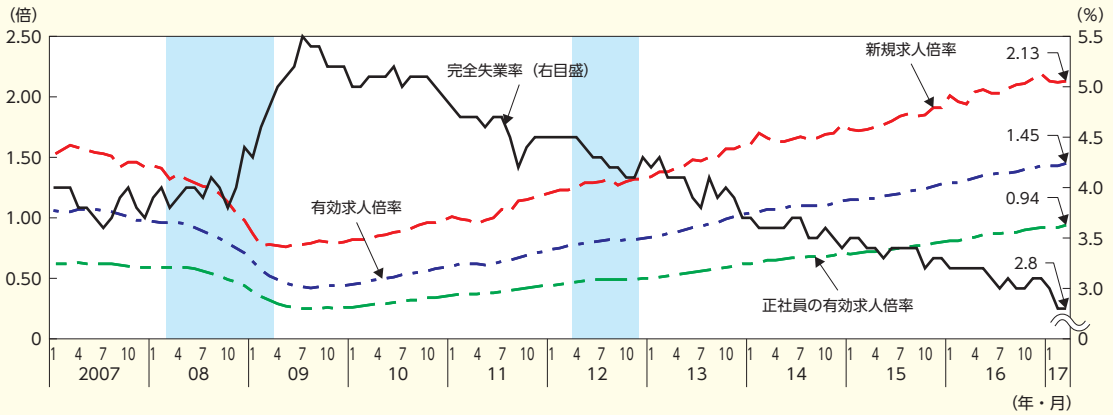
景気の回復を受けて雇用情勢の改善が続いているが、その状況を概観しよう。

第 1-(2)-1 図により、完全失業率と有効求人倍率等の推移をみていくと、完全失業率は 2009 年 6 月を山として低下を続けており、2017 年 2 月には 2.8% と 1994 年 6 月以来 22 年 8 か月ぶりの低い水準に改善した。2016 年度の動きを詳細にみていくと、2016 年 1 月から 5 月まで 3.2% のまま横ばいで推移した後、同年 6 月から 2017 年 1 月まで 3.0~3.1% の間で推移し、2017 年 2 月には 2.8% まで低下した。

一方、有効求人倍率は 2009 年 8 月を谷として上昇を続けており、2017 年 3 月には 1.45 倍と 1990 年 11 月以来 26 年 4 か月ぶりの高い水準となった。また、新規求人倍率は 2016 年 12 月には 2.19 倍と 1973 年 11 月以来 43 年 1 か月ぶりの高い水準となったほか、正社員の有効求人倍率は 2017 年 3 月に 0.94 倍となり、統計を取り始めた 2004 年 11 月以降、過去最高の水準となった。2016 年度の動きを詳細にみていくと、有効求人倍率は 2016 年 4 月の 1.33 倍から上昇を続けており、2017 年 3 月には前年から 0.14 ポイント上昇して 1.45 倍となった。新規求人倍率については、同年 7 月の 2.03 倍から同年 12 月まで上昇を続けて 2.19 倍となった後、2017 年 1 月以降は低下して 2 月には 2.12 倍となったが、3 月は 2.13 倍と引き続き高い水準となっている。

第1-(2)-1図 完全失業率と有効求人倍率の推移

○ 雇用情勢は着実に改善が進んでおり、完全失業率は、2017年2月には2.8%と1994年6月以来22年8か月ぶりの低い水準となり、有効求人倍率は、2017年3月には1.45倍と1990年11月以来26年4か月ぶりの水準となった。



資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省統計局「労働力調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) 1) データは季節調整値。
- 2) 2011年3月から8月までの期間は、東日本大震災の影響により全国集計結果が存在しないため、補完推計値(新基準)を用いた。
- 3) グラフのシャドー部分は景気後退期。

第2節 失業の動向

●若年者を中心として完全失業者数が減少したことにより、完全失業率は低下

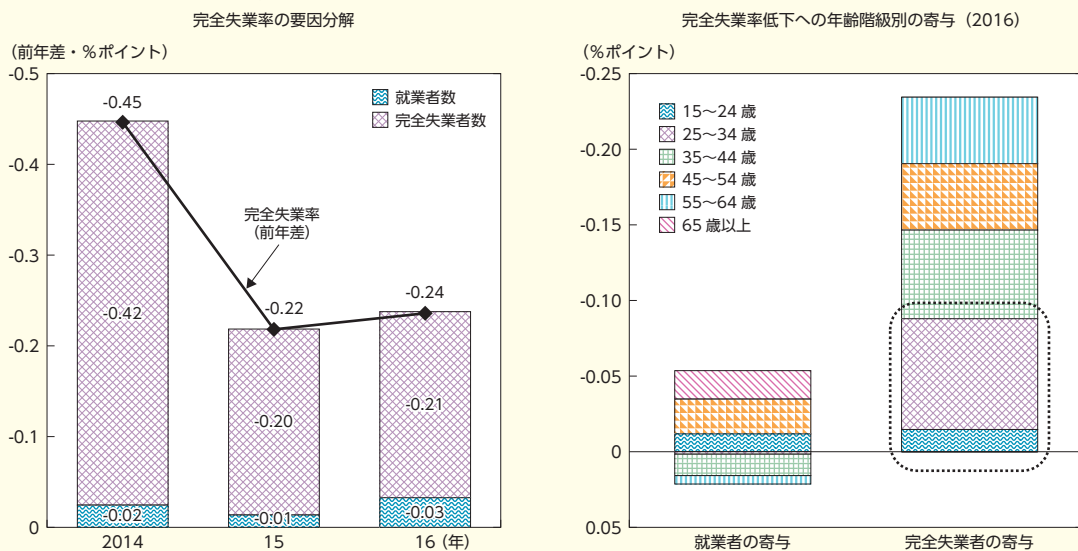
雇用情勢の概観により、全体の完全失業率は低下を続けている状況にあることが分かった。ここでは、完全失業率の低下の要因について年齢階級別にみていくとともに、地域別の完全失業率の状況をみていく。

まず、第1-(2)-2図により、完全失業率が低下した理由について要因分解¹を行うと、完全失業者数の減少による効果が大きく寄与する傾向が続いており、35歳未満の若年者を中心に、65歳未満の全ての年齢階級で完全失業者数の減少が完全失業率の低下に寄与している。また、2016年では、ここ3年では就業者数の増加の寄与が最も大きく、2016年の状況を年齢階級別にみると、45～54歳の壮年層や65歳以上の高齢者の寄与が大きくなっている。

次に、第1-(2)-3図により、年齢階級別の完全失業率の推移をみていくと、全ての年齢階級で完全失業率の改善がみられ、完全失業率の水準が5.1%、4.3%と比較的高い15～24歳、25～34歳では、前年から0.4%ポイント低下、同0.3%ポイント低下と改善していることが分かる。

第1-(2)-2図 完全失業率の要因分解

- 完全失業者数の減少と就業者数の増加により、完全失業率の低下が進んでいる。完全失業率低下への年齢階級別の寄与をみると、34歳未満の若年者を中心として、65歳未満の全ての年齢階級で完全失業者数の減少が寄与している。



資料出所 総務省統計局「労働力調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

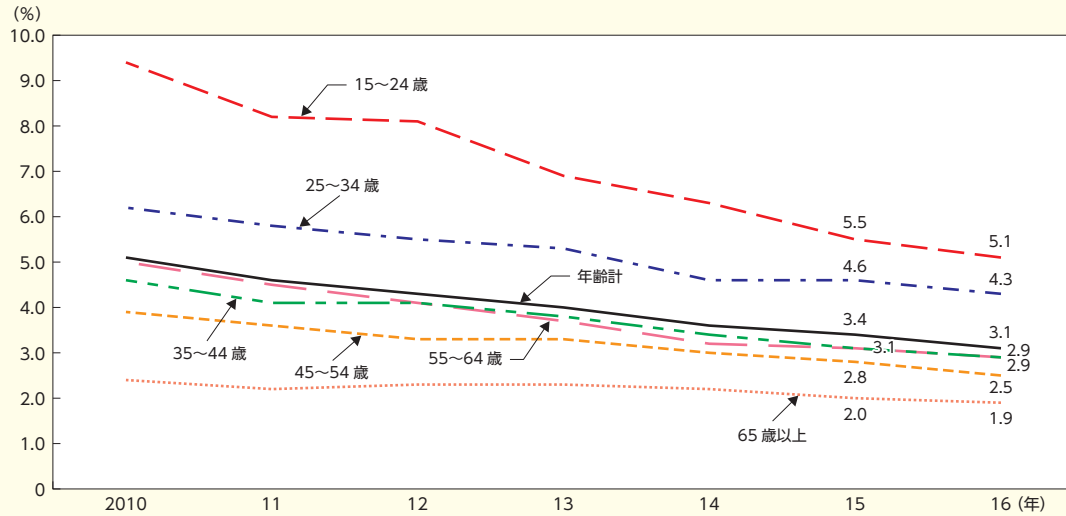
(注) 右図は、完全失業率の前年差を要因分解したもの。計算式は下記のとおり。

$$\Delta u = \sum_{i=1}^6 \frac{-U}{(E+U)^2} \Delta E_i + \sum_{i=1}^6 \frac{E}{(E+U)^2} \Delta U_i \quad (u: \text{完全失業率}, U: \text{完全失業者数}, E: \text{就業者数}, i: \text{年齢階級})$$

1 完全失業率の低下は基本的には完全失業者数の減少によりもたらされるが、就業者数が増加することによっても、完全失業率は低下する。

第1-(2)-3図 年齢階級別にみた完全失業率の推移

- 全ての年齢階級で完全失業率は低下傾向で推移しており、足下の2016年でも全ての年齢階級で低下している。



資料出所 総務省統計局「労働力調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

●南関東、近畿、九州などでは完全失業者数の減少とともに労働参加が進む

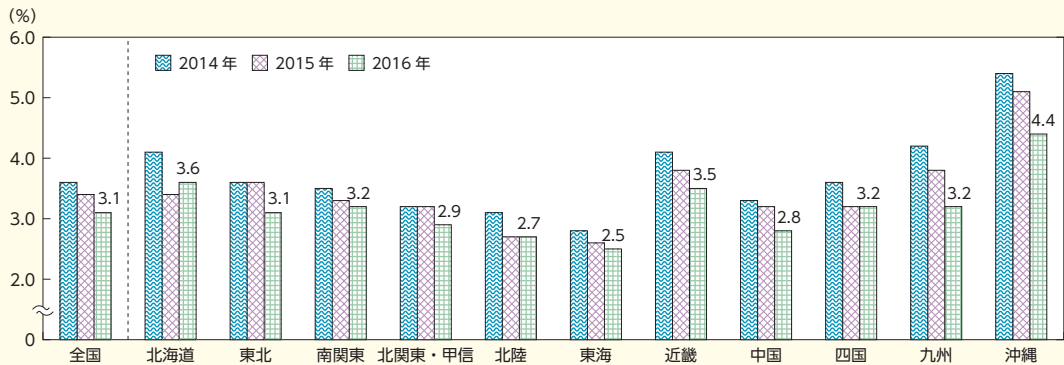
続いて、地域別の完全失業率の状況を見ていく。第1-(2)-4図は、完全失業率の推移を地域別に示したものである。まず、各地域の完全失業率の状況について、各年における地域別の完全失業率が最も高い地域（沖縄を除く）に注目してみると、2014年は九州4.2%、2015年は近畿・九州3.8%、2016年は北海道3.6%となっており、各年における最も高い地域の完全失業率の水準も着実に改善した。

次に、前年と比較した2016年における各地域の改善状況に注目してみると、東北と九州における改善幅が大きく、東北は2015年の3.6%から2016年には3.1%まで、九州は2015年の3.8%から2016年には3.2%まで改善している。

また、完全失業率に関して地域ごとにどのような特性が表れているかをみるために、第1-(2)-5図により、地域別に完全失業者数・労働力人口の3年間の変化をみると、完全失業者数の減少は全ての地域で見られる中で、南関東、近畿、九州・沖縄では、完全失業者数が大きく減少するとともに、労働力人口の増加が見られる。

第1-(2)-4図 地域別にみた完全失業率の推移

○ 緩やかな景気回復をうけて、北海道を除く全ての地域ブロックにおいて完全失業率の低下がみられる。



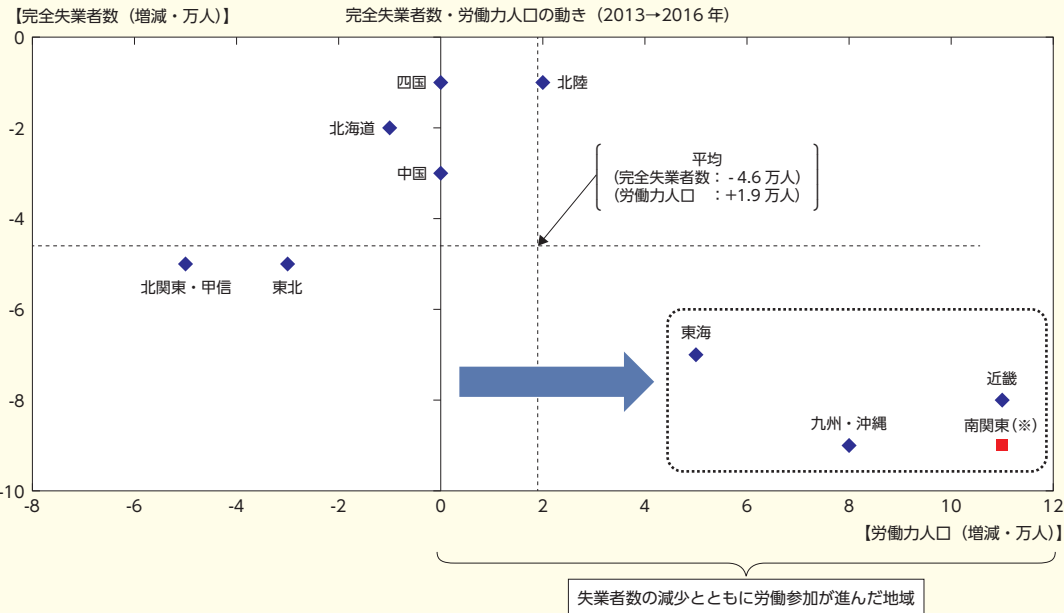
資料出所 総務省統計局「労働力調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

(注) 各ブロックの構成は以下のとおり。

- 北海道 北海道
- 東北 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
- 南関東 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
- 北関東・甲信 茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県
- 北陸 新潟県、富山県、石川県、福井県
- 東海 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- 近畿 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- 中国 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
- 四国 徳島県、香川県、愛媛県、高知県
- 九州 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
- 沖縄 沖縄県

第1-(2)-5図 地域別にみた完全失業者数・労働力人口の動き

○ 地域別に完全失業者数・労働力人口の動きをみると、全ての地域で完全失業者数は減少している中で、南関東、近畿、東海、九州・沖縄では労働参加が進んだことにより労働力人口が増加している。



資料出所 総務省統計局「労働力調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) 1) 地域区分は第1-(2)-4図(注)を参照。
 2) 南関東は労働力人口が59万人増加し、完全失業者数が14万人減少。なお、図中の平均値は南関東を除いたもの。

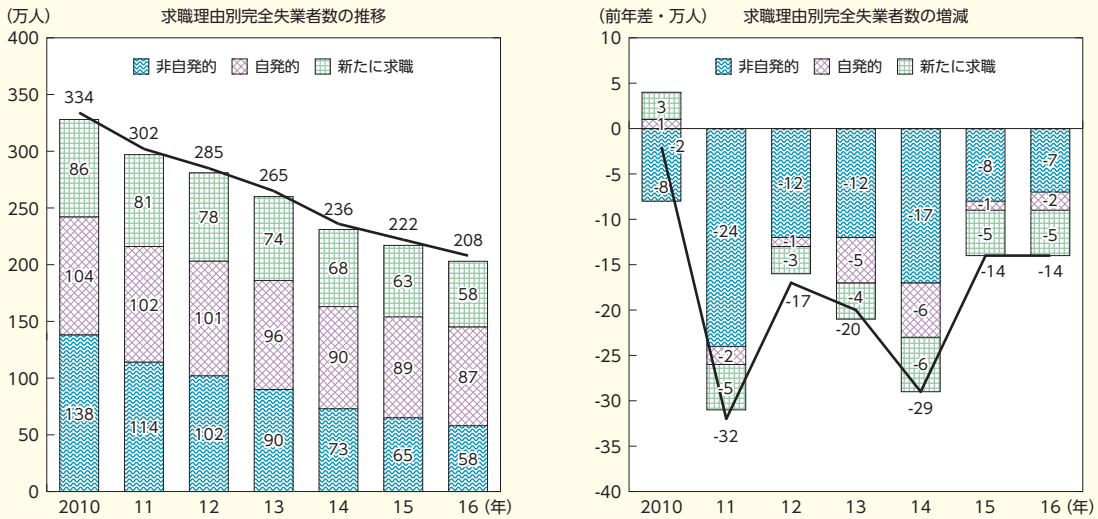
●長期失業者数は横ばい

続いて、求職理由別の完全失業者数や探している雇用形態別の完全失業者数の推移をみていこう。第1-(2)-6図の左図により、求職理由別の完全失業者数の推移をみると、2016年は非自発的失業が前年と比較して7万人減、自発的な失業が同3万人減、新たに求職することによる失業が同5万人減と非自発的失業の減少幅が最も大きい。

次に、長期失業者の動向をみていこう。第1-(2)-7図は、探している仕事の形態別に完全失業者総数と失業期間が1年以上である長期失業者の動向を示している。まず、左図で全体の内訳をみると、最も割合の大きい「正規の職員・従業員」を探している完全失業者は大幅に減少しており、2016年では、リーマンショック後の2009年と比較すると85万人減、前年と比較すると8万人減の103万人となっている。次に、失業期間に着目すると、全体では前年と比較して14万人減の204万人となっているのに対し、失業期間が1年以上である長期失業者については、2016年は2010年と比較して43万人の減少となっており、前年から横ばいの76万人となっている。

第1-(2)-6図 求職理由別完全失業者数の推移

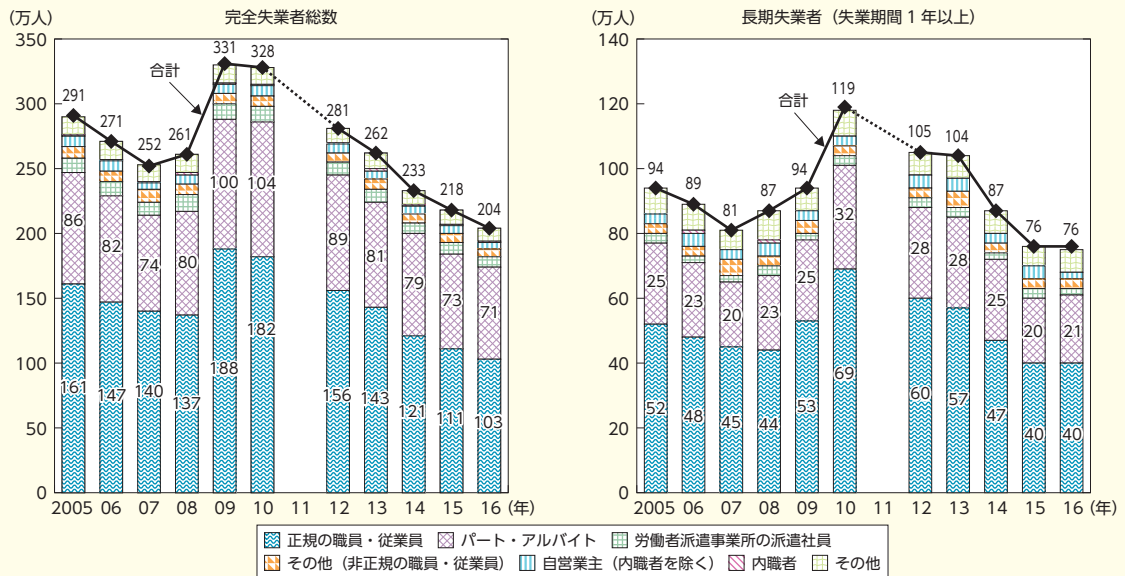
○ 完全失業者全体の減少に伴い非自発的失業者数も減少傾向で推移しているが、完全失業者数が少なくなることによりその減少幅は縮小。



資料出所 総務省統計局「労働力調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成
 (注) 棒グラフについては、各万人単位に四捨五入した離職理由別完全失業者数を足し上げているため、内訳の合計は完全失業者数の総数の推移を表した折れ線グラフの数値と必ずしも一致しない。

第 1-(2)-7 図 探している仕事の形態別完全失業者数の推移

- 2012 年以降、完全失業者総数と失業期間が 1 年以上である長期失業者は減少傾向にある。
- 探している仕事の形態別にみると、2016 年は正規の職員・従業員の仕事につきたいという者は 8 万人の減少となった。



第3節 人手の過不足感の状況

●特に非製造業で人手不足が進行しており、全体的にバブル期に次ぐ不足感

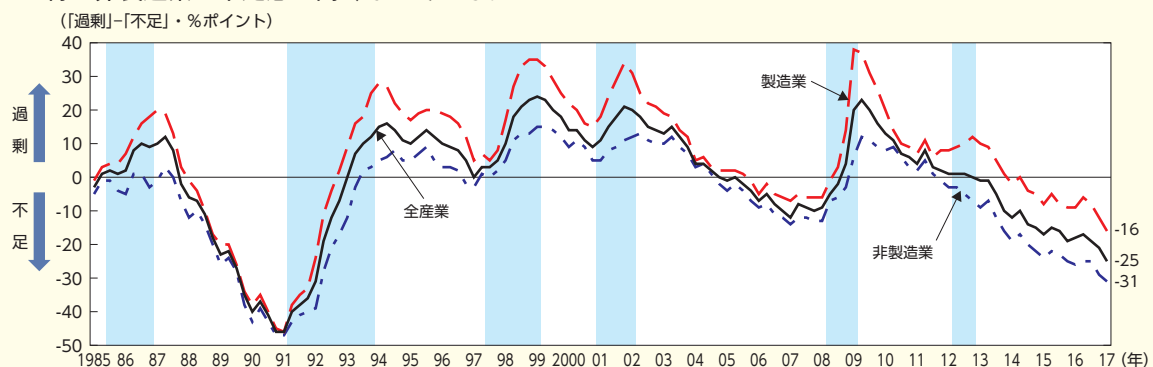
続いて、企業側の労働需要について詳細にみるために、まずは企業における人手の過不足感の状況について確認していく。

まず、人手の過不足感について概観する。第1-(2)-8図では、人手の過不足感を表す指標として、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(短観)の雇用人員判断D.I.²の推移を示している。ここでは、雇用人員判断D.I.がプラスであることは、人手が過剰と考えている企業の割合の方が高く、マイナスであることは、人手が不足していると考えている企業の割合の方が高いことを示している。

今回の景気回復局面における人手不足の状況を把握するため、長期の雇用人員判断D.I.の推移をみると、人手不足感は2010年以降強まり続けている中で、直近の2017年1～3月の雇用人員判断D.I.は全産業・製造業・非製造業いずれも前年より低下しており、1992年1～3月期以来25年ぶりの人手不足感となっていることが分かる。

第1-(2)-8図 雇用人員判断D.I.の推移

- 産業別に雇用人員判断D.I.をみると、全産業、製造業、非製造業はいずれも不足感が高まっており、特に非製造業の不足感が高くなっている。



2 本文中においては、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」の3月調査を1～3月期、6月調査を4～6月期、9月調査を7～9月期、12月調査を10～12月期としている。

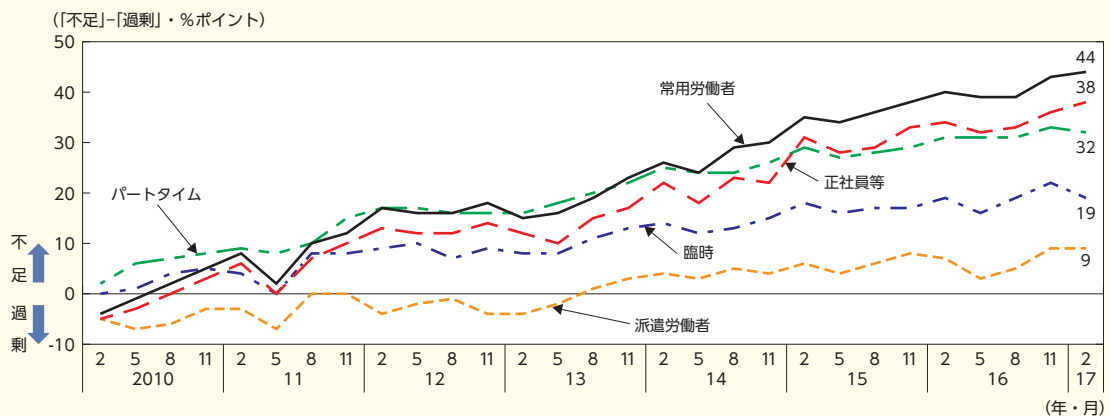
●引き続き「正社員等」において不足感が強まっている

次に、第1-(2)-9図により、厚生労働省「労働経済動向調査」の雇用形態別³にみた労働者の過不足判断 D.I. の推移をみていく。なお、ここでは、先述の日本銀行「全国企業短期経済観測調査」とは逆に、労働者の過不足判断 D.I. がプラスであることは、人手が不足していると考えている企業の割合の方が高く、マイナスであることは、人手が過剰であると考えている企業の割合が高いことを示していることに注意が必要である。全体的に人手不足感が強まっている中で、「派遣労働者」と比較して「常用労働者」の不足感が高まっている。

次に、「常用労働者」のなかでどの雇用形態で不足感が強まっているかをみていくと、「正社員等」が「臨時」より不足感が強い傾向が継続している中で、2015年1～3月期で「正社員等」の不足感が「パートタイム」を超えて以降、9期連続で「正社員等」の不足感が「パートタイム」の不足感を上回っており、「正社員等」において深刻な人手不足の状況にあることが分かる。

第1-(2)-9図 雇用形態別にみた労働者過不足判断 D.I.

○ 雇用形態別にみると、臨時と比較して正社員・パートタイムが不足と感じる事業所が増加している中で、2015年2月調査以降では正社員等の不足感がパートタイムを上回っている。



資料出所 厚生労働省「労働経済動向調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) 1) 「常用労働者」とは、期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者、日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者で、前2か月にそれぞれ18日以上雇われた者のいずれかに該当する者をいい、「正社員等」「臨時」「パートタイム」を含み、「派遣労働者」は含まない。
 2) 「正社員等」とは、雇用期間を定めずに雇用されている者又は1年以上の期間の雇用契約を結んで雇用されている者をいい、「パートタイム」は除く。
 3) 「臨時」とは、1か月以上1年未満の期間を定めて雇用されている者及び期間を限って季節的に働いている者をいい、「パートタイム」は除く。
 4) 「パートタイム」とは、1日の所定労働時間又は1週間の所定労働日数が当該事業所の正社員のそれより短い者をいう。

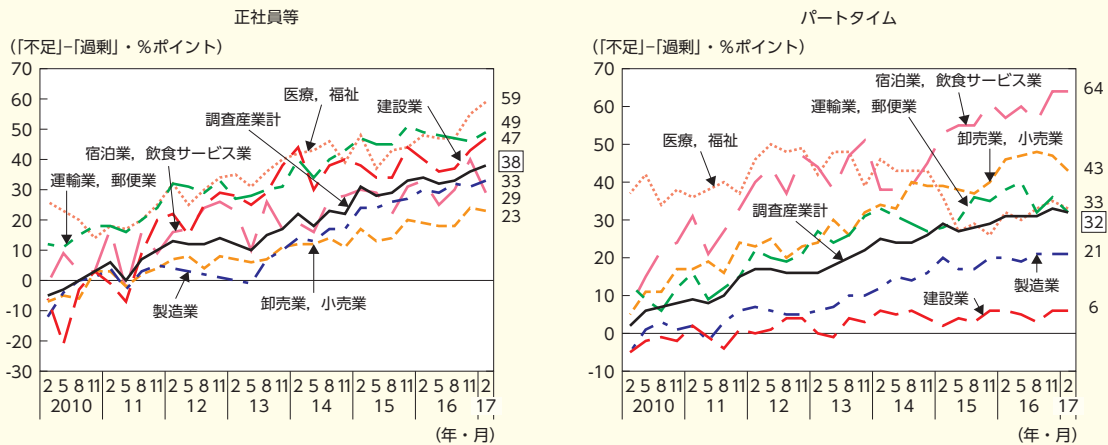
3 厚生労働省「労働経済動向調査」において、「常用労働者」とは、期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者及び臨時又は日雇労働者で、前2か月の各月にそれぞれ18日以上雇われた者を指し、「正社員等」「臨時」「パートタイム」を含み、「派遣労働者」を除く。「正社員等」とは、雇用期間を定めずに雇用されている者又は1年以上の期間の雇用契約を結んで雇用されている者をいい、「パートタイム」は除く。「臨時」とは、1か月以上1年未満の期間を定めて雇用されている者及び期間を限って季節的に働いている者をいい、「パートタイム」は除く。「パートタイム」とは、1日の所定労働時間又は1週間の所定労働日数が当該事業所の正社員のそれより短い者をいう。

●正社員等では「建設業」「製造業」、パートでは「宿泊業、飲食サービス業」で不足感が強まっており、「医療、福祉」は特に正社員等で不足感が強い

最後に、雇用形態別に産業別の状況をみていこう。第1-(2)-10図では、正社員等とパートタイムの主要産業における労働者の過不足判断D.I.⁴の推移を示している。雇用形態間で比較すると、パートタイムでは「宿泊業、飲食サービス業」「卸売業、小売業」で不足感が高くなっている一方で、正社員等ではあらゆる産業で不足感が強まり続けている。また、2016年1～3月期以降の最近の動きをみると、パートタイムでは「宿泊業、飲食サービス業」で強まっており、正社員等では、「医療、福祉」「運輸業、郵便業」「建設業」で不足感が高く、特に「医療、福祉」については、2015年1～3月期に不足感がパートタイムを上回って以降、増加傾向で推移している。

第1-(2)-10図 産業別にみた労働者過不足判断D.I.

○ 産業別に足下の過不足状況をみると、正社員等では医療、福祉や建設業、パートタイムでは宿泊業、飲食サービス業の不足感が強まっている。



資料出所 厚生労働省「労働経済動向調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) 1) 「正社員等」とは、雇用期間を定めずに雇用されている者又は1年以上の期間の雇用契約を結んで雇用されている者をいい、「パートタイム」は除く。
2) 「パートタイム」とは、1日の所定労働時間又は1週間の所定労働日数が当該事業所の正社員のそれより短い者をいう。

4 ここでは、厚生労働省「労働経済動向調査」の2月調査を1～3月期、5月調査を4～6月期、8月調査を7～9月期、11月調査を10～12月期としている。

第4節 求人・求職の動き

● 求人の増加、求職者の減少が進み求人倍率は上昇

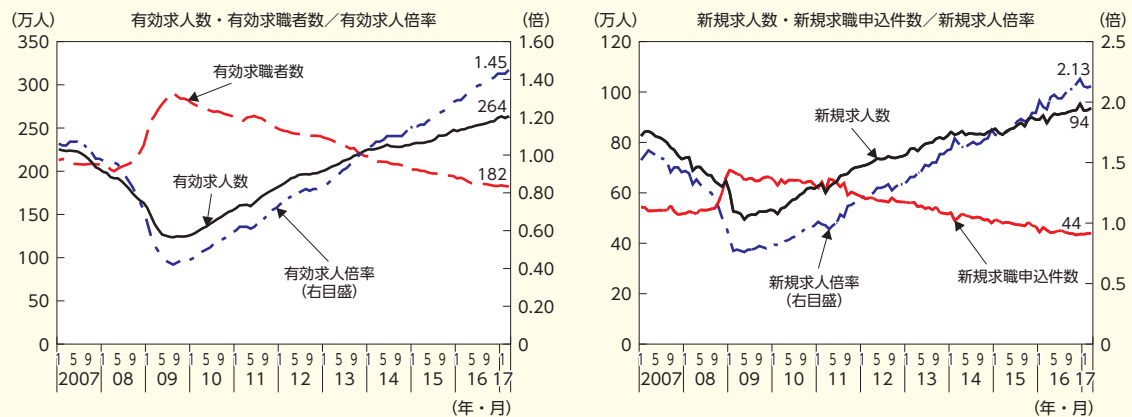
これまで、失業率の低下とともに労働参加が進んでいることや、正社員等を中心に人手不足感が強まっていることをみてきた。それでは、このような労働需給の状況を踏まえて、求人・求職の動きについてみていこう。

第1-(2)-11図により、労働需給を示す主な指標である有効求人倍率、有効求職者数、有効求人数と、新規求人倍率、新規求職申込件数、新規求人数についてみていく。これらの指標の推移をみると、まず、有効求人倍率・新規求人倍率はともに上昇を続けており、2017年3月には有効求人倍率が1.45倍、新規求人倍率は2.13倍まで上昇した。

需要側・供給側それぞれの動きをみていくと、労働需要を表す有効求人数、新規求人数は共に増加を続けており、2016年3月から2017年3月にかけて有効求人数は15万人増加して264万人になり、新規求人数は6万人増加して94万人になった。一方、労働供給を表す有効求職者数、新規求職申込件数については減少傾向で推移しており、2016年3月から2017年3月を比較にかけて有効求職者数は約8万人減少して約182万人になり、新規求職申込件数は1万人減少して44万人になった。

第1-(2)-11図 求人・求職に関する主な指標の動き

○ 雇用情勢の改善を受けて、有効求人数・新規求人数ともに増加しており、新規求人数についてはリーマンショック前の水準まで回復した。また、有効求職者数・新規求職申込件数は減少している。



資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

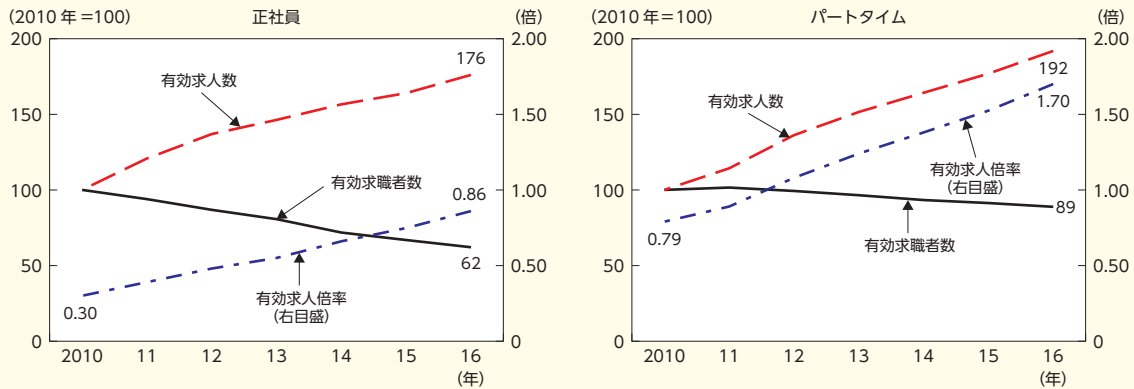
● 正社員・パートタイムともに有効求人倍率が上昇し、正社員は有効求職者数の減少が進む

求人・求職の状況を詳細にみるために、雇用形態に着目して求人と求職の動きをみてみよう。第1-(2)-12図により、雇用形態別の求人・求職に関する指標の動きをみると、正社員・パートタイムともに有効求人数は増加、有効求職者数は減少して有効求人倍率は上昇を続けており、2016年の状況を見ると正社員が0.86倍、パートタイムが1.70倍となっている。

次に、有効求職者数の2016年の状況を見ると、パートタイムでは前年差20万人減の720万人、正社員では同115万人減の1,493万人となっており、正社員で有効求職者数が大きく減少している。

第1-(2)-12図 雇用形態別にみた求人・求職に関する指標の動き

○ 雇用形態別に指標の動きをみると、正社員・パートタイムともに有効求職者数の減少、有効求人数の増加による有効求人倍率の上昇が続いているが、正社員はパートタイムと比較して有効求職者数が大きく減少している。



資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

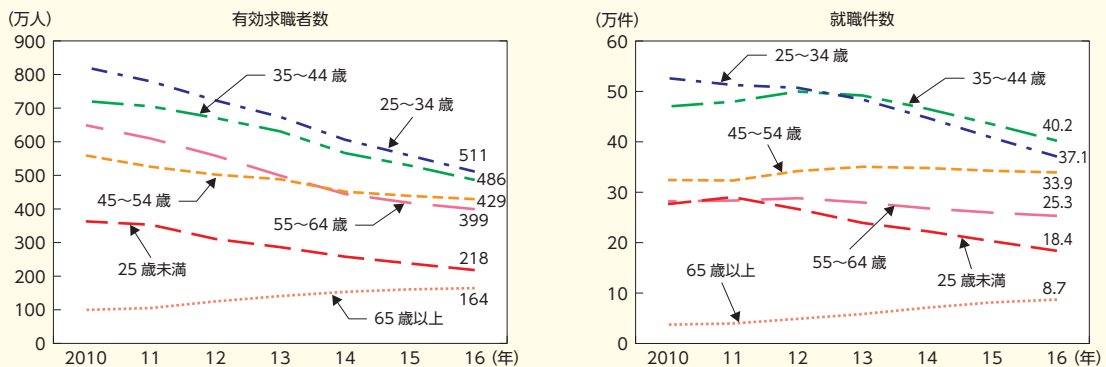
- (注) 1) 「パートタイム」とは、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短い者を指す。
 2) 正社員の有効求職者数はパートタイムを除く常用労働者数。
 3) 正社員・パートタイムの有効求職者数は前年差115万人減の1493万人、同20万人減の720万人となった。正社員・パートタイムの有効求人数は前年差88万人増の1290万人、同96万人増の1223万人となった。

● 現役世代の求職者数の減少が進む中、高齢者の求職者数は増加

続いて、年齢階級に着目してみよう。第1-(2)-13図により、年齢階級別にみた有効求職者数の推移をみていくと、2014年以降65歳未満の全ての年齢階級で有効求職者数・就職件数の減少がみられる中、65歳以上の高齢者では、就職件数の増加とともに有効求職者数の増加が続いており、2015年から2016年にかけて有効求職者数は4万人増加して164万人、就職件数は約5,000件増加して8.7万件となった。

第1-(2)-13図 年齢階級別にみた有効求職者数・就職件数の推移

○ 求職者数の推移を年齢別にみると、労働力人口減少下にある25～44歳、55～64歳は求職者数の減少とともに就職件数も減少している一方で、就職件数が増加している45～54歳は求職者数は横ばい。65歳以上の高齢者は、就職件数が増加する中で求職者数も増加している。



資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

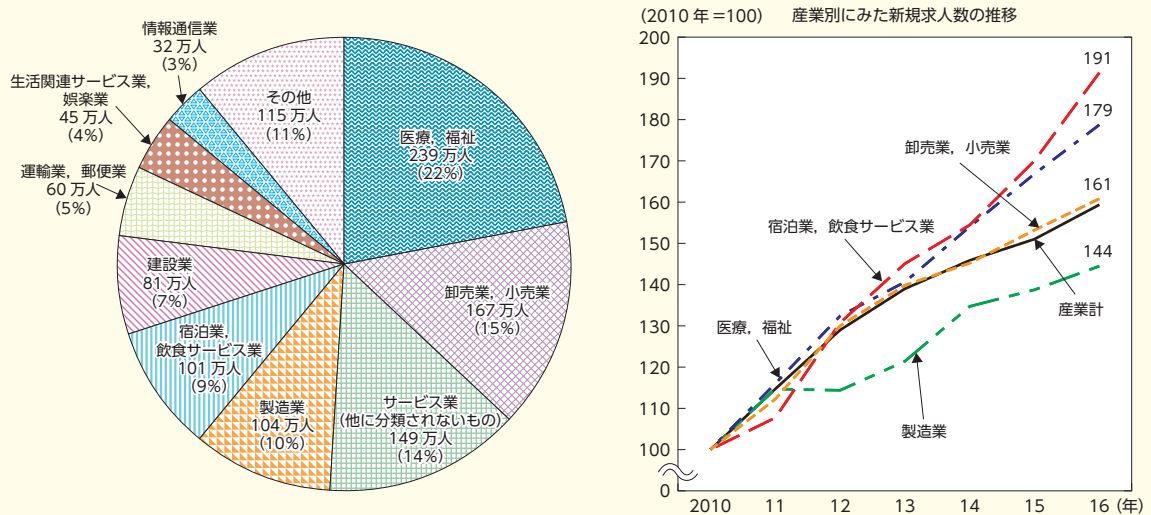
● 「医療、福祉」「宿泊業、飲食サービス業」の産業で新規求人数の伸びがみられる

それでは、この求人の増加がどのような産業において生じているのか、産業別の新規求人数の動きをみていく。第1-(2)-14図で、産業別の新規求人数の推移をみると、新規求人数は全体的に増加しており、「医療、福祉」「宿泊業、飲食サービス業」において伸びが大きい。

そこで、第1-(2)-15図により、産業別の新規求人数について最近の動きをみてみると、「医療、福祉」「宿泊業、飲食サービス業」「卸売業、小売業」「製造業」の4つの産業でそれぞれ前年から16万人増、同11万人増、同8万人増、同4万人増と大きく増加した。また、「建設業」「情報通信業」は2015年には新規求人数は減少していたが2016年に同4万人増、同6,000人増と増加に転じており、全ての産業で新規求人数が増加していることが分かる。

第1-(2)-14図 産業別にみた新規求人数の推移

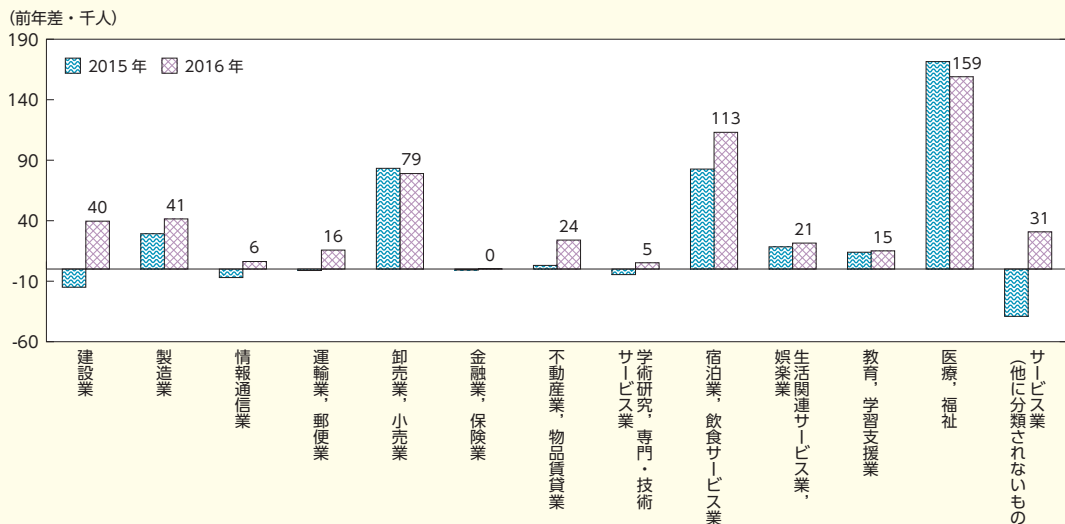
- 産業全体で新規求人数が増加する中、「医療、福祉」「宿泊業、飲食サービス業」などの産業は全体と比較して新規求人数の増加幅が大きい。



資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

第1-(2)-15図 産業別にみた新規求人数の動き

- 産業別の2016年における新規求人数の伸びをみると、医療、福祉、宿泊業、飲食サービス業、卸売業、小売業、製造業で増加を続けている中で、建設業や情報通信業では増加に転じている。



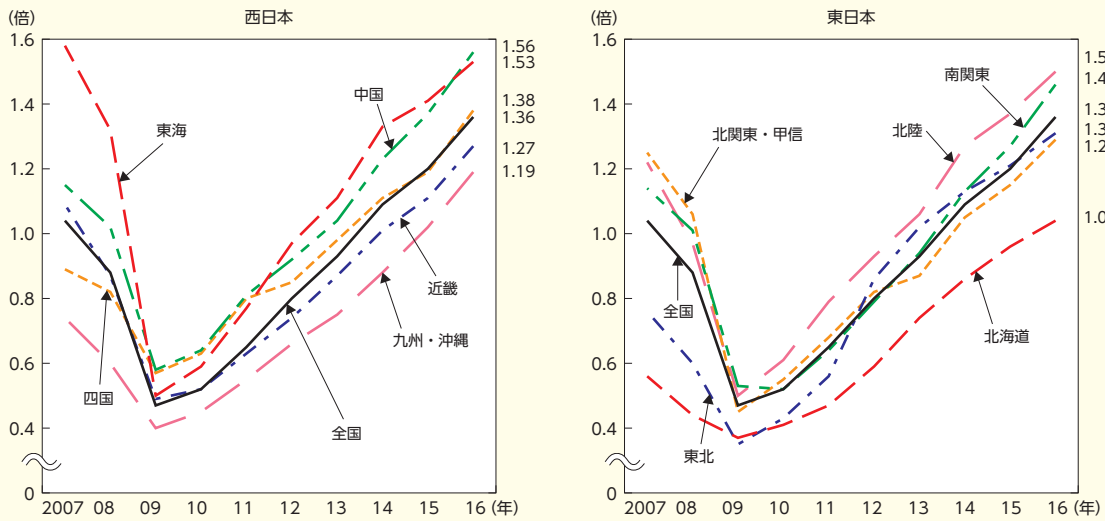
資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

●全ての地域で有効求人倍率が上昇

次に、地域の状況についてみていこう。第1-(2)-16図により、受理地別の地域別有効求人倍率の推移をみると、有効求人倍率が比較的低い北海道で前年差0.08ポイント増の1.04倍、九州で同0.17ポイント増の1.19倍に上昇するなど全ての地域で上昇し、1倍を超える水準となった。また、都道府県別でも、2016年6月に沖縄県の有効求人倍率が1.00倍となり、就業地別・受理地別ともに全ての都道府県で有効求人倍率が1倍を超える水準となった⁵。全ての地域・都道府県で有効求人倍率が1倍を超えたのは、統計を取り始めた1963年1月以降初めてである（付1-(2)-1図）。

第1-(2)-16図 地域ブロック別有効求人倍率の推移

○ 緩やかな景気回復をうけて、全ての地域において有効求人倍率は改善している。



資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成
 (注) 各ブロックの構成は以下のとおり。

- 北海道 北海道
- 東北 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
- 南関東 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
- 北関東・甲信 茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県
- 北陸 新潟県、富山県、石川県、福井県
- 東海 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- 近畿 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- 中国 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
- 四国 徳島県、香川県、愛媛県、高知県
- 九州・沖縄 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

5 就業地別の有効求人倍率については、2016年3月に沖縄県の有効求人倍率が1.00倍となり、12か月連続で全ての都道府県で1倍を超える水準となっている。

●職業間の新規求人倍率の格差が残る中、全ての職業で新規求人倍率が上昇

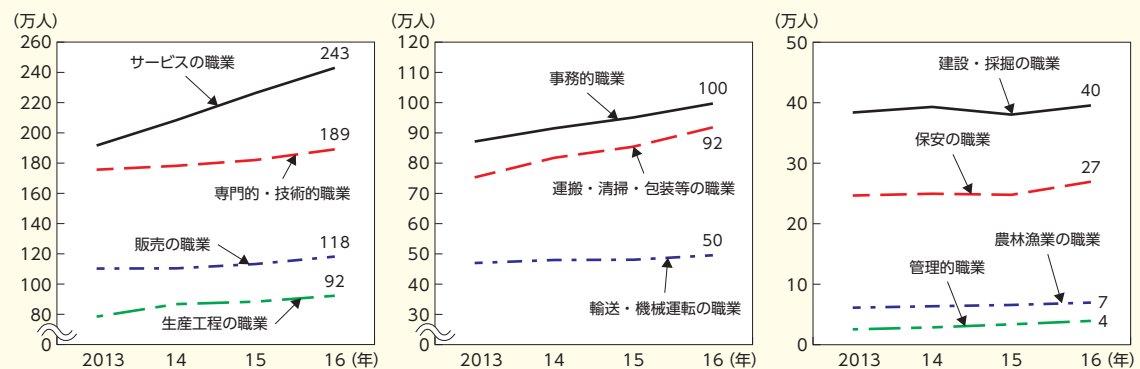
続いて、職業に着目して、求人と求職の状況をみていこう。まず、第1-(2)-17図により、職業別の新規求人数の推移をみていくと、「サービスの職業」「専門的・技術的職業」「販売の職業」などを中心に、全ての職業で新規求人数は増加している。

次に、第1-(2)-18図により、新規求人倍率を職業間で比較すると、「事務的職業」の新規求人倍率が0.67倍と求職超過の状態にある⁶一方、「サービスの職業」「販売の職業」「輸送・機械運転の職業」では同3.87倍、2.59倍、2.51倍と求人超過の状態にあり、職業による新規求人倍率の差異が大きいことが分かる。さらに、新規求人倍率が比較的高い職業で、新規求人倍率が更に大きく伸びている。なお、求人賃金をみると、新規求人倍率との関係はみられず、賃金以外の要因で新規求人倍率の格差が生じている可能性が考えられる。

そこで、第1-(2)-19図で職業別にみた新規求人数・新規求職者数の全体に占める割合をみると、「事務的職業」は新規求人数に占める割合が10.4%となっている一方で、新規求職者数に占める割合が28.3%と高く、サービスの職業は新規求人数に占める割合が25.3%となっている一方で新規求職者数に占める割合が12.0%と低くなっており、新規求人数が多い職業と新規求職者数が多い職業で乖離がみられる。また、事務的な職業は25～34歳の若年層で新規求職者の比率が高くなっている。

第1-(2)-17図 職業別にみた新規求人数の推移

○ 「サービスの職業」「専門的・技術的職業」「販売の職業」などを中心に、全ての職業で新規求人数は増加傾向で推移している。



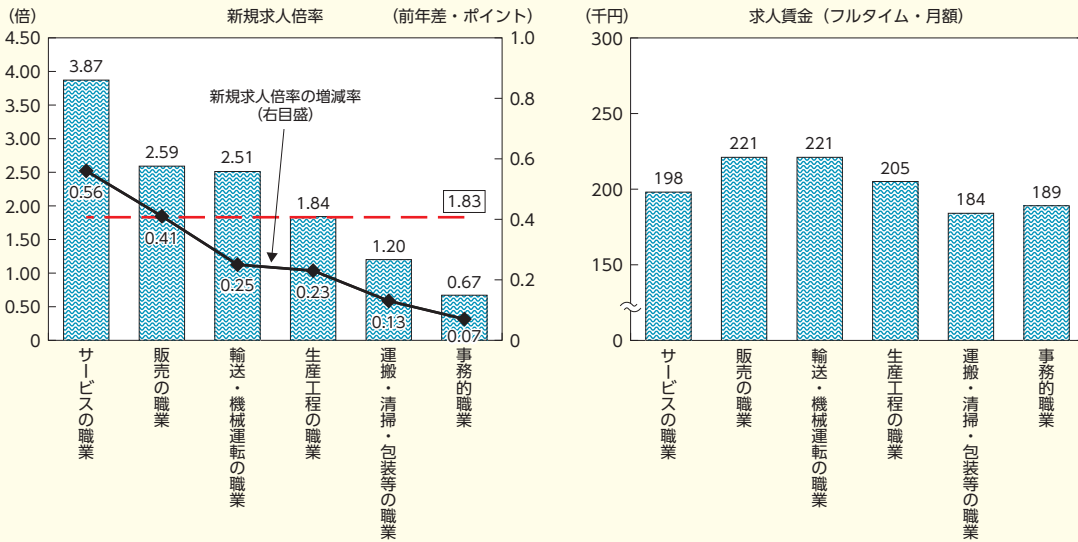
資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

(注) 厚生労働省編職業分類(2011年改定)による。

6 ここでは、求人倍率が1倍を超える状態を求職者数が求人数に満たない状態として「求人超過」といい、求人倍率が1倍を下回る状態を求職者数が求人数を上回る状態として「求職超過」という。

第1-(2)-18図 職業別に見た新規求人倍率と求人賃金

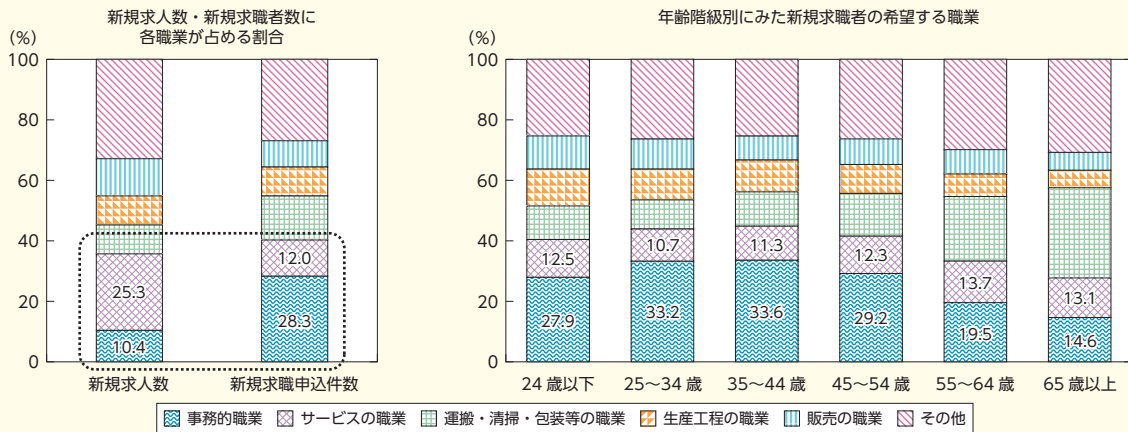
○ 職業別の新規求人倍率をみると、「サービスの職業」「販売の職業」など新規求人倍率が高い職業でさらに新規求人倍率が伸びている。求人賃金をみると、職業によって大きな差はみられない。



資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成
 (注) 厚生労働省編職業分類 (2011年改定) による。

第1-(2)-19図 職業別に見た新規求人数・新規求職者数の全体に占める割合

○ 事務的職業は、新規求人数に占める割合が10.4%となっている一方で、新規求職者数に占める割合が28.3%と高く、サービスの職業は新規求人数に占める割合が25.3%となっている一方で新規求職者数に占める割合が12.0%と低くなっている。



資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成
 (注) 厚生労働省編職業分類 (2011年改定) による。

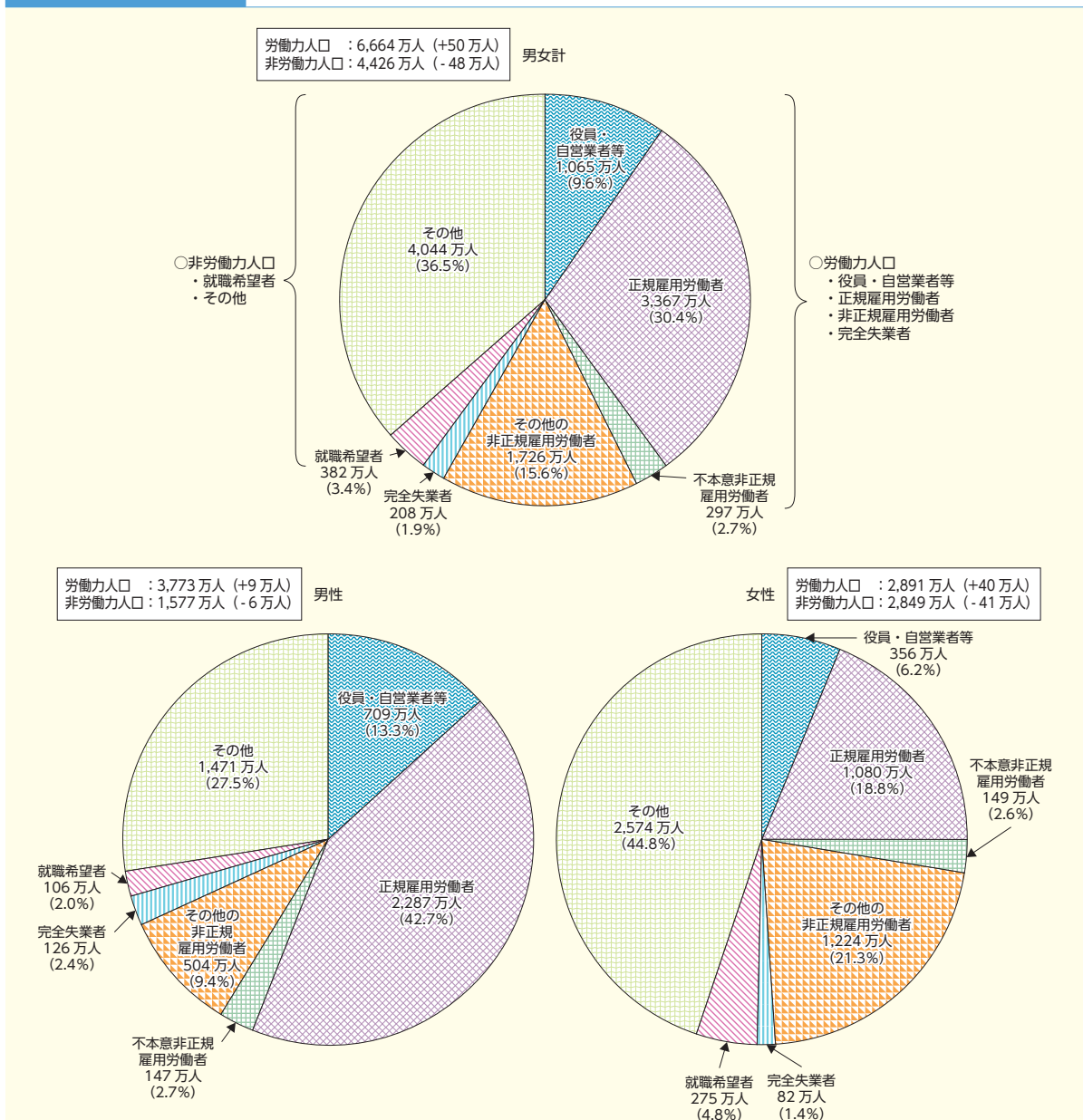
第5節 就業者・雇用者の動き

●男女とも労働参加が進んだ

ここまで、失業の動向、企業における人手の過不足感、求人・求職の動きについて確認してきた。次に、就業者・雇用者の動きをみていこう。

まず、日本の労働情勢の概観についてみていこう。第1-(2)-20図は、2016年の労働情勢について、その内訳を示したものである。15歳以上人口の男女計の内訳をみると、労働力人

第1-(2)-20図 日本の労働情勢の概観（2016年）



資料出所 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注)
- 1) データについては、2016年平均の値を使用。
 - 2) 不本意非正規雇用労働者は、非正規雇用労働者のうち、現職に就いた理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した者。その他の非正規労働者は、非正規雇用労働者から不本意非正規雇用労働者を差し引いたものとして算出。
 - 3) 役員・自営業者等は労働力人口より役員を除いた雇用者と完全失業者を差し引いたものとして算出。
 - 4) その他については、非労働力人口より就職希望者を差し引いたものとして算出。

口が前年から50万人増の6,664万人、非労働力人口が同48万人減の4,426万人となっている。また、男女別にみると男性は労働力人口が同9万人増の3,773万人、非労働力人口が同6万人減の1,577万人となっている一方、女性でも労働力人口が同40万人増の2,891万人、非労働力人口が同41万人減の2,849万人となっており、女性を中心に男女とも労働参加が進んでいることが分かる。なお、女性については、1998年以来18年ぶりに労働力人口が非労働力人口を上回り過半数となった。また、労働力人口のうち完全失業者は208万人、不本意非正規雇用労働者は297万人となっており、非労働力人口のうち就業希望者は382万人となっている。

就業希望者について男女別にみると、男性は106万人（非労働力人口の7%）である一方で、女性では275万人（同10%）となっており、女性の労働参加が進んでいる中で、現在は就職活動等を行っていないが、就業を希望する女性が男性の2倍以上いることが分かる。

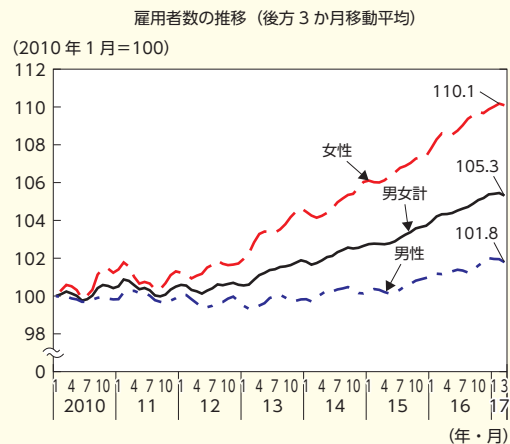
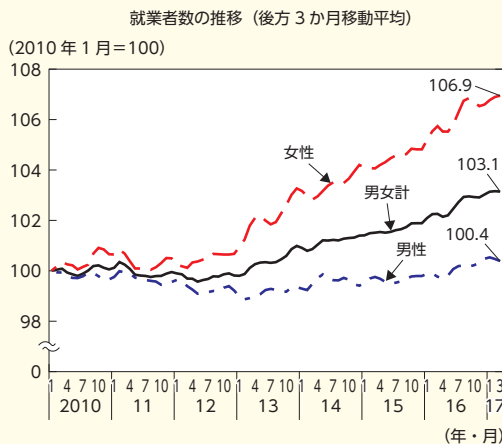
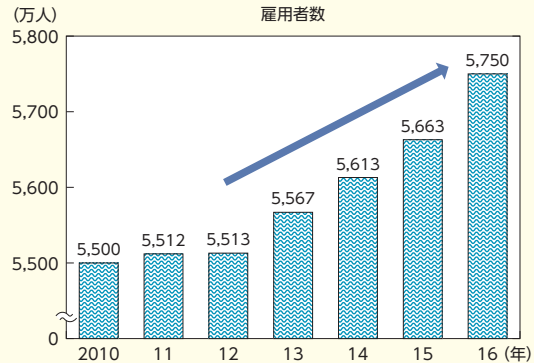
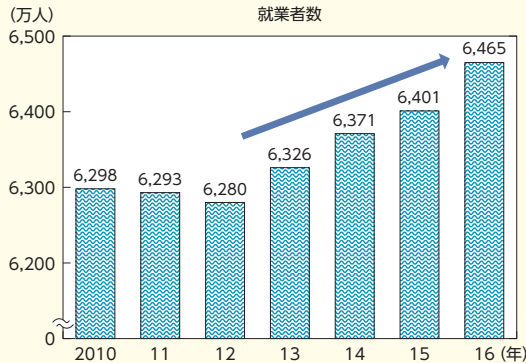
●女性を中心に就業者数・雇用者数が増加

続いて、第1-(2)-21図により、就業者数・雇用者数の推移をみていくと、全体の就業者数・雇用者数はともに2012年以降着実に増加してきており、2016年については、就業者数は前年から64万人増の6,465万人、雇用者数は同87万人増の5,750万人となった。

次に、男女別の就業者数・雇用者数の伸びについてみてみる。2010年1月を100とした場

第1-(2)-21図 就業者数・雇用者数の推移

- 2016年は就業者数は前年から64万人増の6,465万人、雇用者数は同87万人増の5,750万人となった。男女別に2010年以降の伸びをみると、男女とも就業者数・雇用者数は増加しており、特に女性において伸びが大きい。



資料出所 総務省統計局「労働力調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

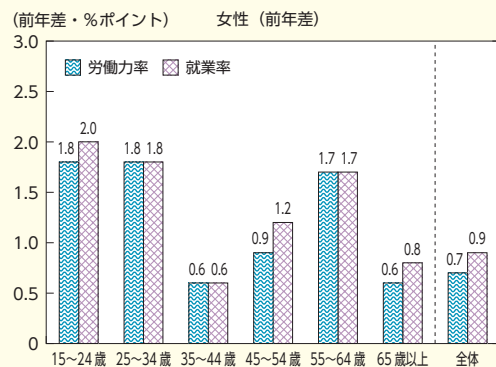
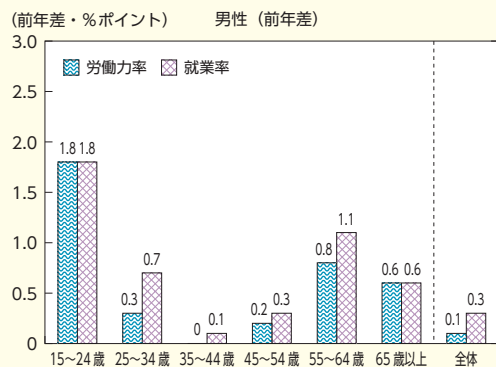
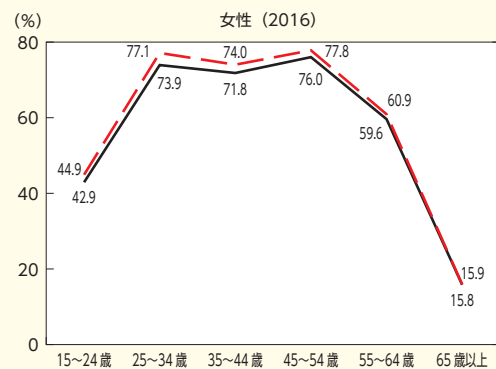
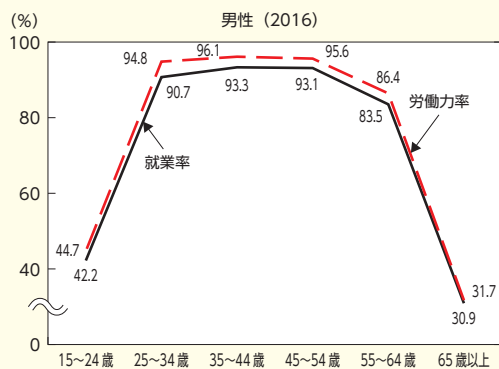
- (注) 1) 就業者数の伸び、雇用者数の伸びについては、月次の季節調整値を後方3か月移動平均した値を使用している。
- 2) 就業者数、雇用者数の2011年の値は、補完推計値（新基準）を使用している。

合の就業者数と雇用者数の伸びをみると、就業者・雇用者ともに増加傾向で推移している中で、男女とも就業者より雇用者の伸びが大きくなっている。また、男女別でみると、就業者数と雇用者数ともに女性の伸びが顕著となっており、特に雇用者数が大きく増加している。

また、第1-(2)-22図により、就業率の動きをみていくと、2016年の就業率は前年と比較して男性が0.3%ポイント上昇、女性が同0.9%ポイント上昇と、女性を中心に男女とも全ての年齢階級で労働参加が進んでいる。

第1-(2)-22図 年齢階級別にみた労働力率・就業率

- 前年と比較すると、特に女性において就業率が増加している。また、全ての年齢階級で労働力率の増加を就業率の増加が上回っている。



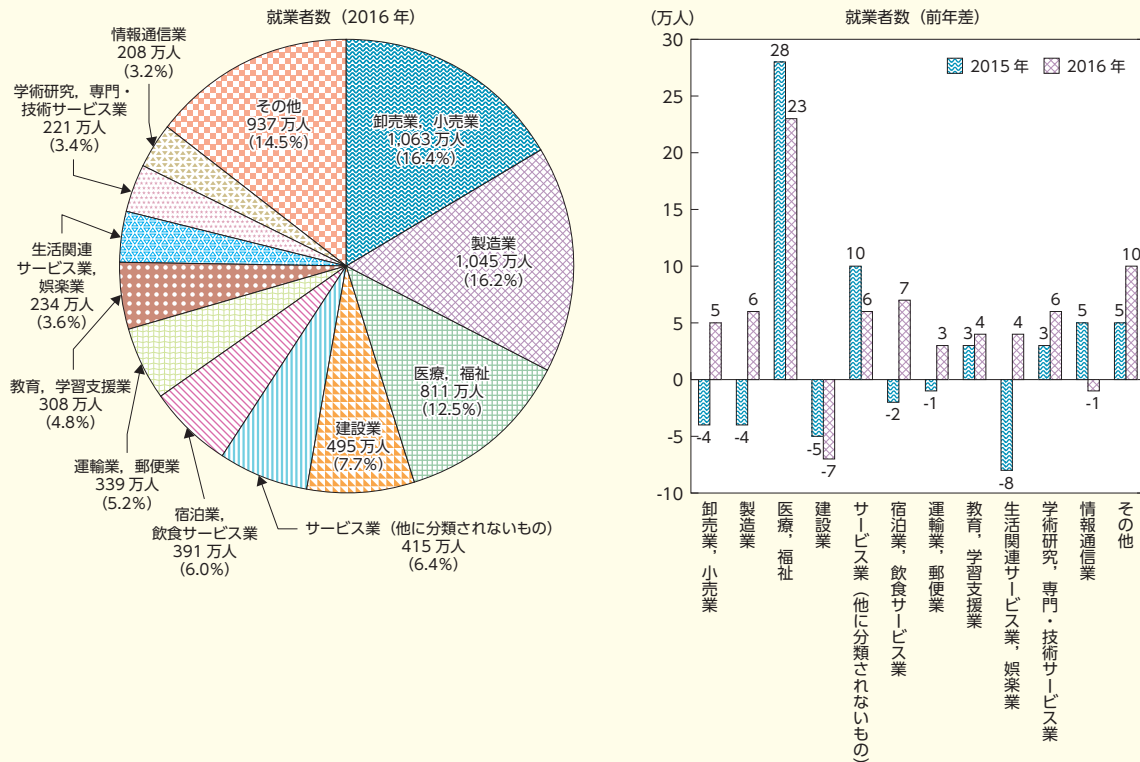
資料出所 総務省統計局「労働力調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

● 2016年は「医療、福祉」「製造業」「卸売業、小売業」で就業者が増加

また、2016年の就業者の動きについて、産業別にみていこう。第1-(2)-23図の左図では、2016年平均の産業別就業者を示している。「卸売業、小売業」「製造業」「医療、福祉」の順番で就業者数が大きく、全体に占める割合は16.4%、16.2%、12.5%となっている。右図において、2016年の前年からの就業者の増減についてみると、「医療、福祉」「宿泊業、飲食サービス業」「製造業」「卸売業、小売業」で、前年差23万人増、同7万人増、同6万人増、同5万人増と増加し、「建設業」「情報通信業」では同7万人減、同1万人減と減少している。

第1-(2)-23図 産業別にみた就業者数の動き

○ 2016年の就業者数の前年差を産業別にみると、医療、福祉、製造業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業などで増加している中で、建設業、情報通信業では減少。



資料出所 総務省統計局「労働力調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) 1) データは15歳以上の就業者数。産業分類は、第12回改定の産業分類による。
 2) 左図において、「その他」は、産業大分類のうち「農業、林業」「漁業」「鉱業、採石業、砂利採取業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「複合サービス事業」「公務 (他に分類されるものを除く)」「分類不能の産業」を合わせたもの。

コラム 1-1 リーマンショック前の水準と比較した就業参加の状況

少子高齢化の進行により、人口減少が見込まれる中で、緩やかな景気回復などを背景として労働需要は高まり続けており、今後とも、希望する方の労働参加を進めていくことが重要な課題と考えられる。

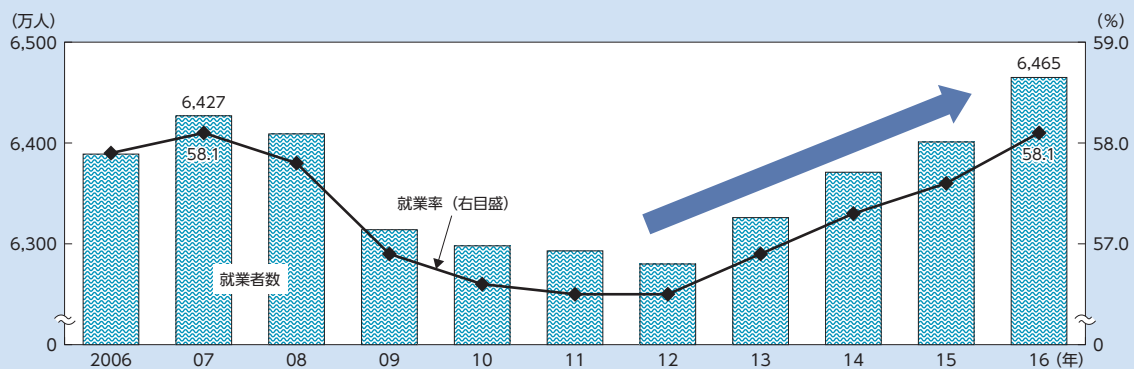
そこで、我が国における就業参加の状況について、コラム 1-1-①図により、10年前からの就業者数・就業率の推移をみると、リーマンショックの影響などにより就業率は2008年以降2011年まで低下を続けていたが、2013年以降、緩やかな景気回復基調の中で増加に転じ、2016年には、リーマンショック直前の2007年の水準と比較して、就業者数は当時から38万人増の6,465万人、就業率は同水準の58.1%まで回復したことが分かる。

次に、コラム 1-1-②図により、2007年から2016年にかけての就業率の変化を年齢階級別にみていくと、男性は、15~24歳、55歳以上で就業率が高まった一方で、35~44歳の就業率が0.7%低下⁷し、年齢構成の高齢化の影響で全体として2.2%ポイントの低下となった。また、女性では、全ての年齢階級で就業率が上昇しており、特に子育て世代の25~44歳や、55~64歳の高年齢層の上昇幅が大きくなっている。

なお、「『日本再興戦略』改訂2016」（平成28年6月2日閣議決定）では、成果目標（KPI）として女性や高齢者の活躍を推進し、2020年に25~44歳の女性の就業率を77%（2016年：73%）、60~64歳の就業率を67%（2016年：64%）とすることを目標としている。

コラム 1-1-①図 就業率・就業者数の推移

- 2013年以降、就業率・就業者数ともに増加を続けており、就業率は2016年にリーマンショック前の2007年の水準まで回復した。

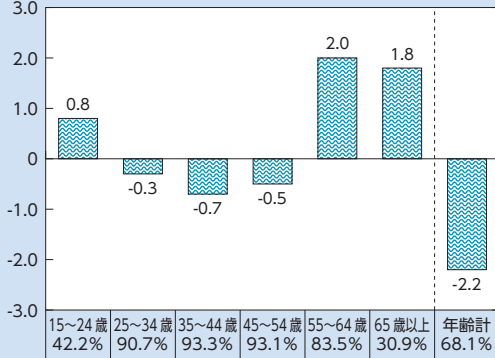


7 男性の35~44歳の就業率は、1992年の96.8%を山として低下傾向で推移しており、2016年には1992年と比較して3.5%ポイント低下して93.3%となった。

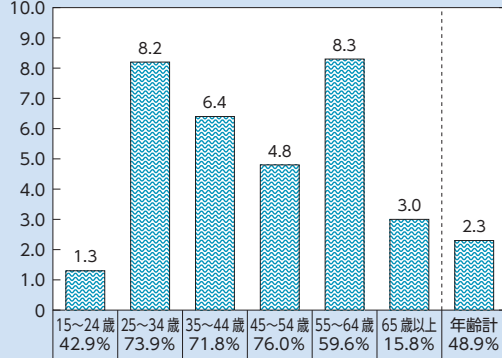
コラム1-1-②図 年齢階級別にみた就業率の変化（2007年→2016年）

○ 男女の就業率の変化をみると、15～24歳、55歳以上では男女とも就業率が上昇している中で、男性では25～54歳で低下している一方、女性では子育て世代に当たる25～44歳で大きく上昇している。

(増減率・%) 就業率（男性・2007年→2016年）



(増減率・%) 就業率（女性・2007年→2016年）



資料出所 総務省統計局「労働力調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

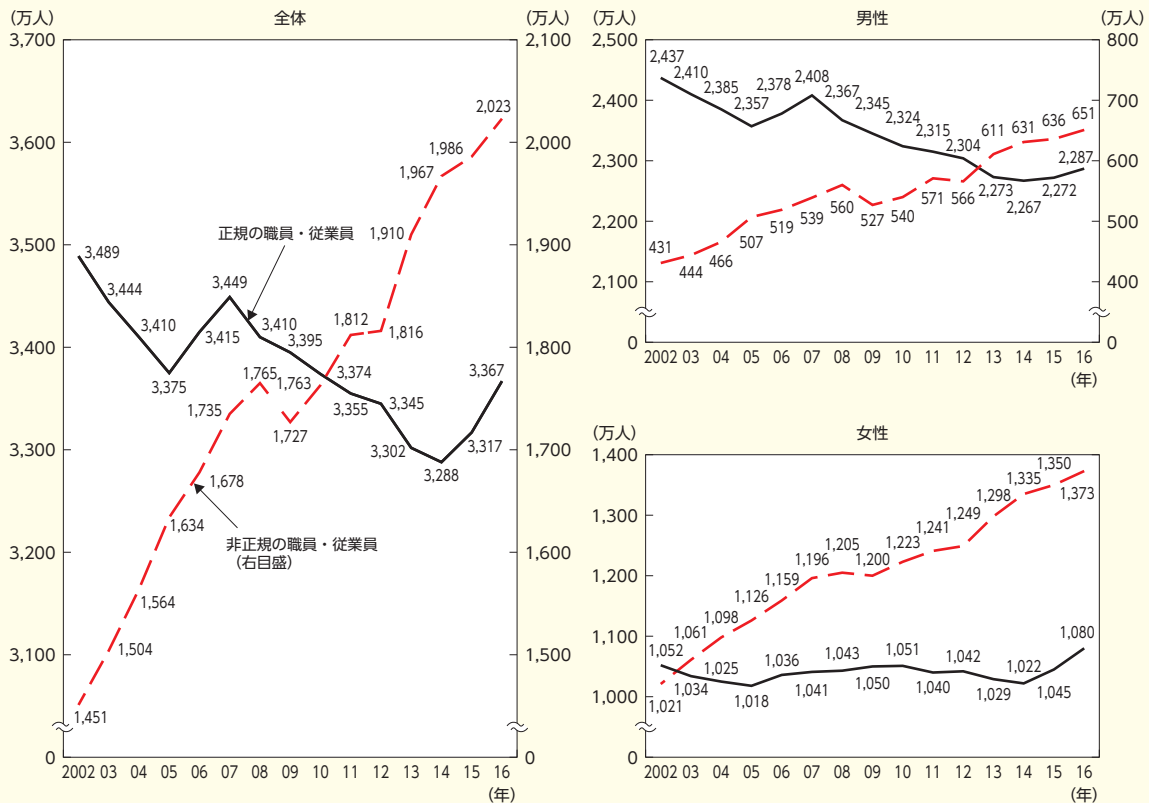
(注) 各年齢階級の数値は2016年の就業率の増減率(%)を指す。

●男女ともに正規雇用労働者の増加幅が非正規雇用労働者を上回る

続いて、雇用形態別に雇用者数の動きをみていく。第1-(2)-24図で、男女別・雇用形態別に雇用者数の推移をみると、2016年の正規雇用労働者は、前年の増加幅を上回る50万人の増加となり、非正規雇用労働者よりも増加が進んでいる状況にある。

第1-(2)-24図 雇用形態別にみた雇用者数の推移

○ 雇用形態別に雇用者数の推移をみると、男性・女性ともに足下で正規雇用労働者が増加している。



資料出所 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

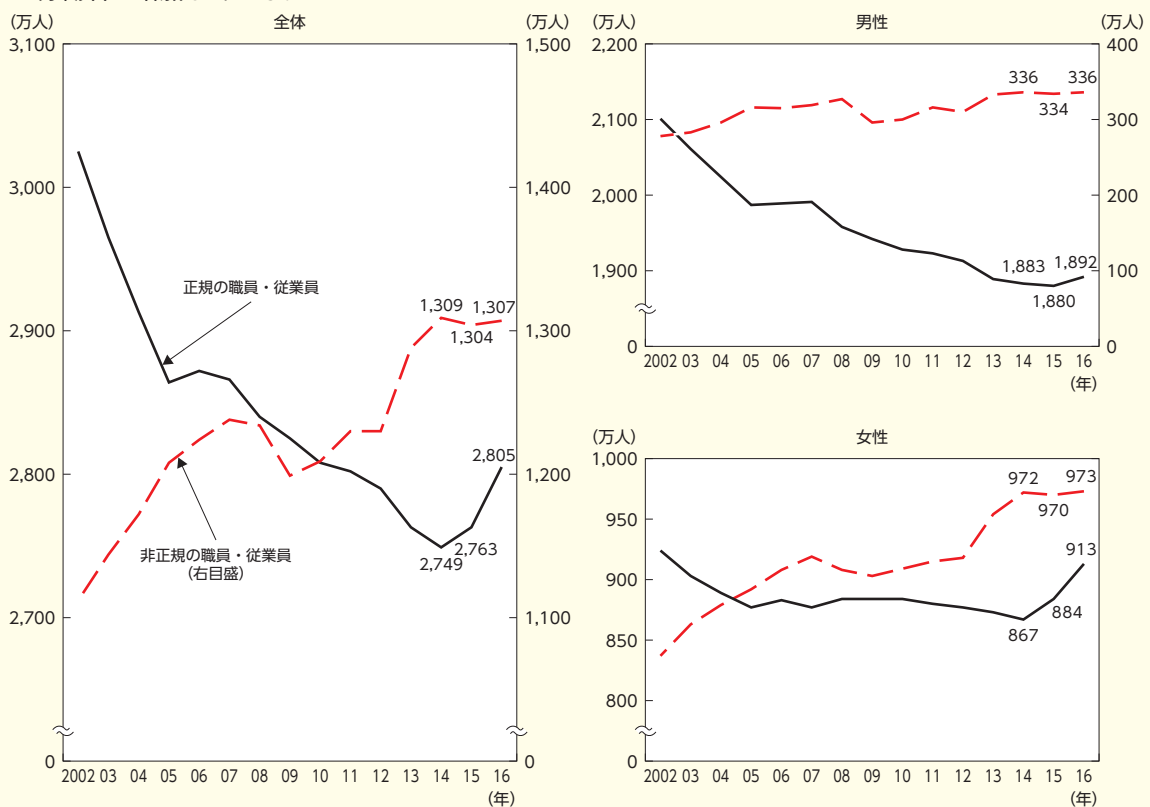
男女別にみると、非正規雇用労働者は2013年以降増加を続けている一方、減少を続けている正規雇用労働者が2015年以降に増加に転じるという動きは男女両方でみられることが分かる。男性の正規雇用労働者は前年差15万人増の2,287万人、女性は同35万人増の1,080万人となっており、特に就業参加が進んでいる女性において、正規雇用労働者が増加している。

また、第1-(2)-25図により55歳未満に限ってみると、2014年以降非正規雇用労働者が横ばいとなる中で正規雇用労働者が増加している。

そこで、こうした動きはどの年齢層によるものなのか、正規雇用労働者・非正規雇用労働者の増減をみていこう。第1-(2)-26図は、正規雇用労働者・非正規雇用労働者の前年差について、男女別・年齢階級別にみたものであるが、女性の25～44歳の正規雇用労働者は前年差9万人増となっており、正規雇用労働者として働く者が増えていることが分かる。また、15～24歳の若年層は、男性で前年差5万人増、女性で同7万人増と男女とも正規雇用労働者として就職する者が増えている。さらに、45～54歳の正規雇用労働者の動きをみると、男性では同21万人増、女性では同13万人増となっている。

第1-(2)-25図 雇用形態別にみた雇用者数の推移（55歳未満）

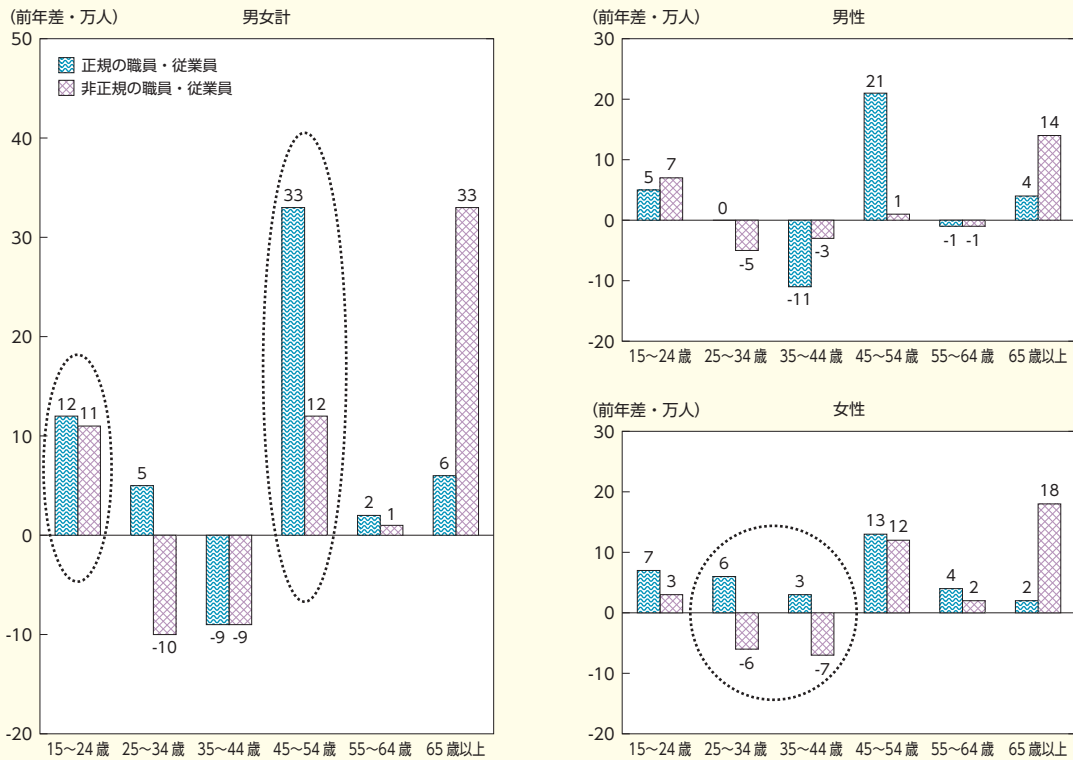
○ 55歳未満の動きをみると、2014年以降非正規雇用労働者は横ばいとなっている中で、正規雇用労働者が増加している。



資料出所 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

第1-(2)-26図 年齢階級別にみた雇用形態別雇用者数の動き

○ 年齢階級別に雇用者数の増減をみると、男女計では35～44歳、65歳以上を除いて正規雇用労働者が非正規雇用労働者より増加幅が大きく、15～24歳・45～54歳で正規雇用労働者の増加幅が大きい。また、女性では25～44歳で正規雇用労働者が増加。



資料出所 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

コラム1-2 高齢者の就業状況

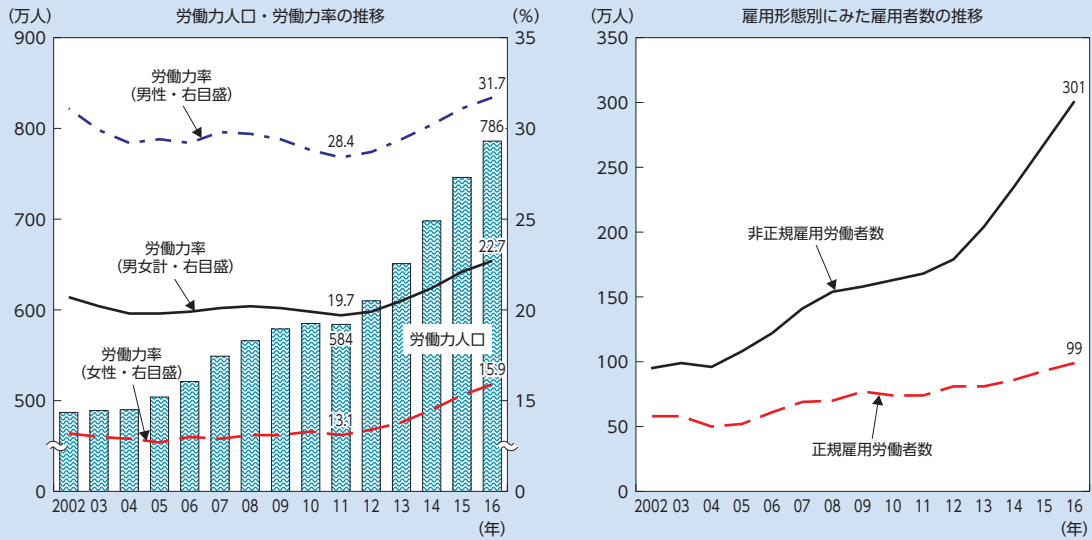
近年、65歳以上の高齢者の労働参加が進んでいるが、ここで高齢者の就業状況をみていこう。

まず、コラム1-2-①図により、65歳以上の高齢者の就労状況の推移をみると、労働力人口は2002年以降増加傾向で推移している中で、2012年から男女とも労働力人口比率も上昇していることが分かる。次に、雇用形態別の雇用者数をみると、非正規雇用労働者の増加に加えて、正規雇用労働者も緩やかに増加しており、2016年には前年差6万人増の99万人となっている。

そこで、コラム1-2-②図により、高齢者の雇用者数を職業別にみていくと、最も多いのは「運搬・清掃・包装等従事者」の78万人で、「サービス職業従事者」「事務従事者」と続いており、直近3年間の動きをみると、雇用者数の多い職業で更に雇用者数が増加していることが分かる。

コラム1-2-①図 65歳以上の高齢者の就労状況の推移

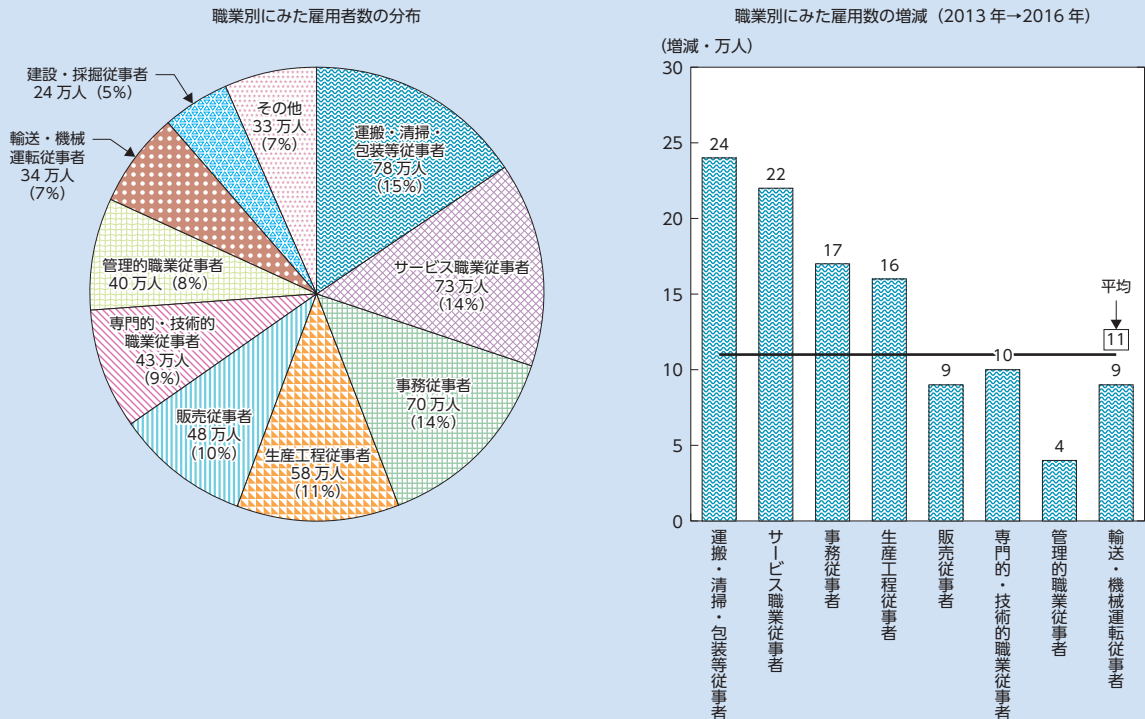
○ 65歳以上の高齢者に着目すると、労働力人口は増加を続けており、2012年以降は男女ともに労働力人口比率が高まっている状況にある。また、雇用形態別にみると正規雇用者数も増加傾向で推移しており、2016年は2013年と比較して18万人増加した。



資料出所 総務省統計局「労働力調査」「労働力調査（詳細集計）」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

コラム1-2-②図 65歳以上の高齢者が就いている職業の動き

○ 職業別の雇用者数をみると、「運搬・清掃・包装等従事者」「サービス職業従事者」「事務従事者」が多い。直近3年間の動きをみると、雇用者数が多い職業で更に雇用者数が増えていることが分かる。



資料出所 総務省統計局「労働力調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

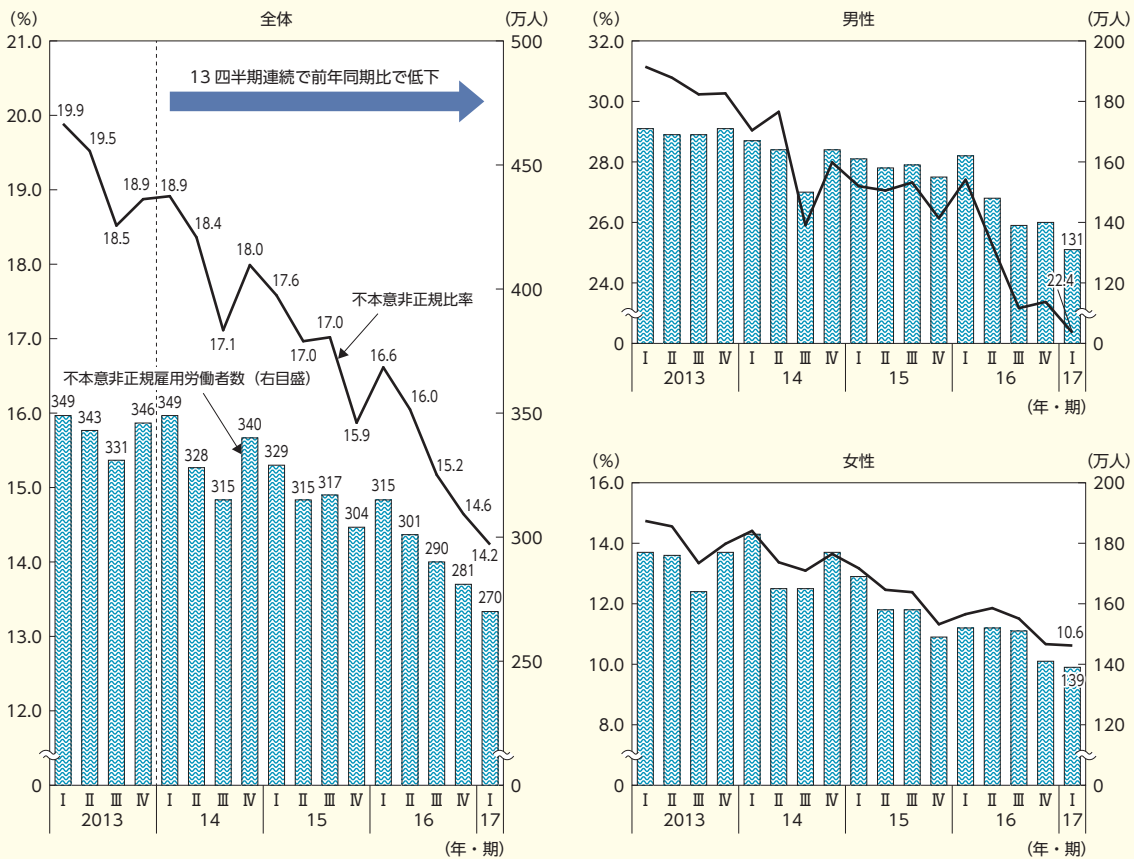
●不本意非正規雇用労働者の割合は前年同期比でみて13四半期連続で低下

次に、非正規雇用労働者の就業に対する意識に着目して、不本意に非正規雇用を選択している者の動向や正規雇用への転換の状況、非正規雇用を選択している理由などについてみていく。ここでは、まず第1-(2)-27図により、非正規雇用労働者として働いている理由として「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した者（以下「不本意非正規雇用労働者」という。）の人数と、非正規雇用労働者全体に占める割合をみていこう。

前年同期比でみると、2013年第1～3月期以降13四半期連続で低下しており、2016年1～3月期から2017年1～3月期にかけて2.4%ポイント低下して14.2%（270万人）となっている。また、男女間で比較すると、男性の方が女性より不本意非正規雇用労働者の割合は高い傾向にあるが、男性を中心に低下を続けており、2017年1～3月期では男性では前年同期と比較して5.1%ポイント低下して22.4%（131万人）、女性では同1.1%ポイント低下して10.6%（139万人）となっている。

第1-(2)-27図 不本意非正規雇用労働者の割合・人数の推移

○ 不本意非正規雇用労働者の割合は男女とも低下傾向で推移しており、男女計及び女性は2014年1～3月期以降13四半期連続で低下している。



資料出所 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成
 (注) 「不本意非正規」とは、現職の雇用形態（非正規雇用）についての主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した者としている。また、「不本意非正規割合」は、非正規雇用労働者のうち、現職の雇用形態についての主な理由に関する質問に対して、回答をした者の数を分母として算出している。

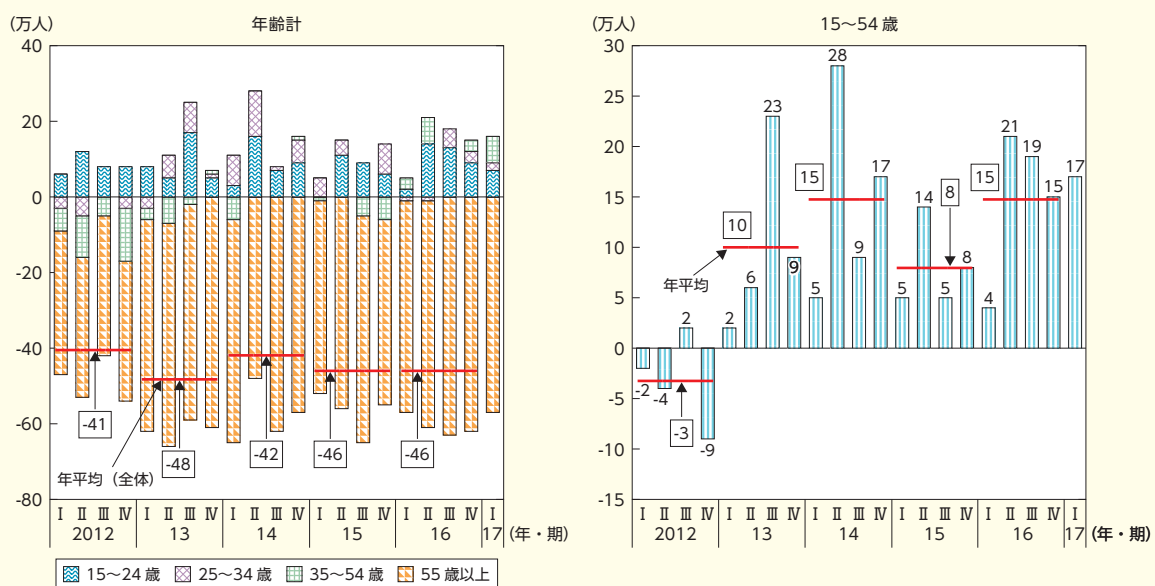
● 15～54 歳の正規転換は 17 四半期連続でプラスを継続

第 1-(2)-28 図は、過去 3 年間に離職を行った者のうち、「非正規雇用から正規雇用へ転換した者」の人数から「正規雇用から非正規雇用へ転換した者」の人数を差し引いた人数（以下「正規転換を行った者の人数」という。）を示したものである。左図により全年齢における推移をみると、特に 60 歳以上の高齢者において正規雇用労働者としての仕事を離職した後に非正規雇用労働者として再雇用される者が多いことなどの影響により、55 歳以上では「正規雇用から非正規雇用へ転換した者の数」が「非正規雇用から正規雇用へ転換した者の数」を上回っていることから、年齢計では正規転換を行った者の人数は減少を続けており、2016 年平均は前年と同水準で 46 万人マイナスの状況にある。

次に、右図により、15～54 歳に限定した正規転換を行った者の人数の推移をみると、2017 年 1～3 月期は前年同月差 13 万人増の 17 万人となっており、2013 年 1～3 月期以降、17 四半期連続でプラスを継続している。

第 1-(2)-28 図 非正規雇用から正規雇用への転換

○ 55 歳未満で正規転換を行った者の人数は、2013 年 1～3 月期以降 17 四半期連続でプラスとなっている。



資料出所 総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) 1) 「非正規から正規へ転換した者」は、雇用形態が正規の職員・従業員のうち、過去 3 年間に離職を行い、前職が非正規の職員・従業員であった者を指し、「正規から非正規へ転換した者」は、雇用形態が非正規の職員・従業員のうち、過去 3 年間に離職を行い、前職が正規の職員・従業員であった者を指し、ここで「正規転換を行った者の人数」とは、「非正規から正規へ転換した者」から「正規から非正規へ転換した者」の人数を差し引いた値を指す。
- 2) 各項目の値は、千の位で四捨五入しているため、各項目の値の合計が総数の値と一致しない場合もあることに留意が必要。

● 男女とも自分の都合に合わせて働きたいため非正規を選択するという者が増加し、女性では家事・育児・介護等と両立しやすいという者が増加

続いて、非正規雇用労働者の就業に対する意識についてみていこう。第 1-(2)-29 図により、男女別に非正規雇用を選択している理由の推移(後方 4 四半期移動平均)をみると、男性では、「自分の都合のよい時間に働きたいから」という者が増加しており、2017 年 1～3 月期では前年同期差で 8 万人増加して 150 万人(25.2%)となっている。また、「家計の補助・学費等

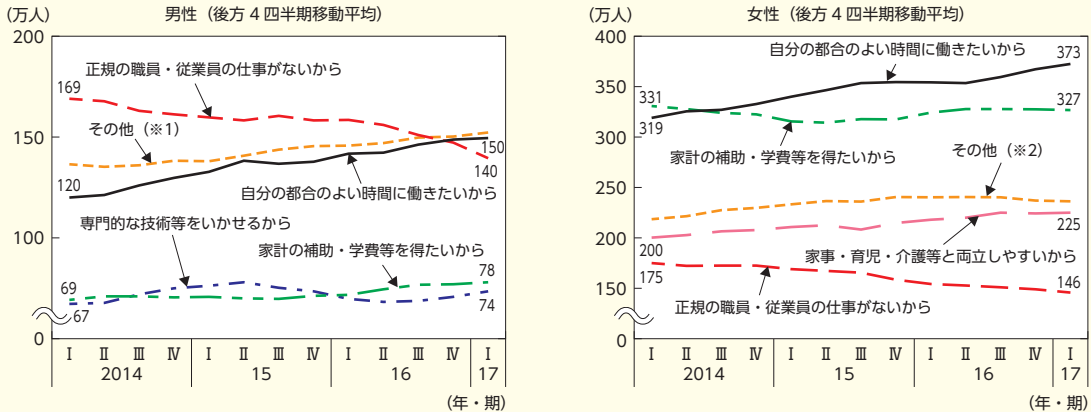
を得たいから」という者も同6万人増加して78万人（13.2%）となっている。

また、女性では、「自分の都合のよい時間に働きたいから」という者が同19万人増加して373万人（28.5%）となり、「家事・育児・介護等と両立しやすいから」という者が同7万人増加して225万人（17.2%）となっている。

次に、第1-(2)-30図により、年齢階級別に非正規雇用を選択している理由の動きをみて

第1-(2)-29図 非正規雇用を選択している理由別非正規雇用者数の推移

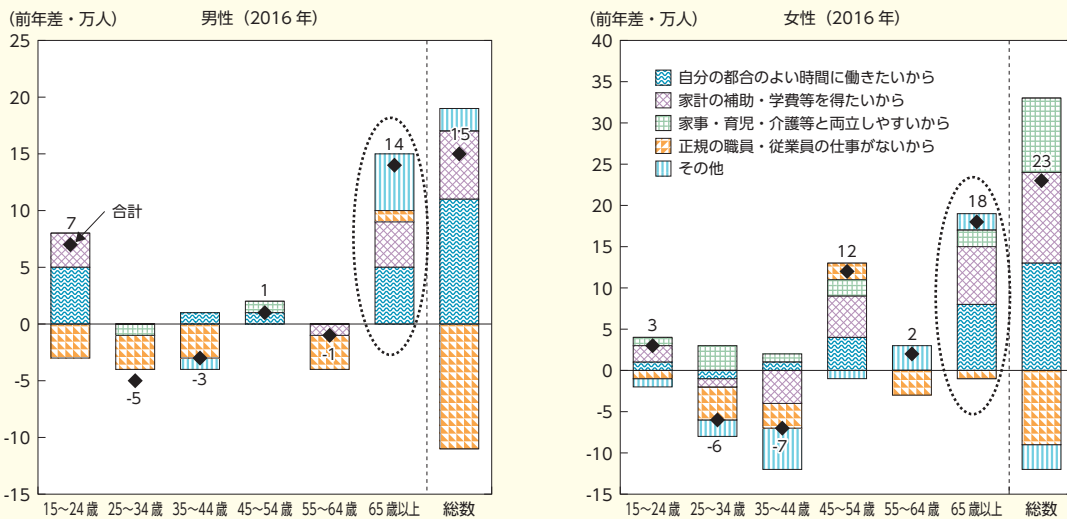
○ 非正規雇用を選択している理由別に非正規雇用者数の推移をみると、男女ともに不本意非正規が減少する中で自分の都合のよい時間に働きたいという者が増えている。



資料出所 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成
 (注) 1) 現職の雇用形態についている理由を回答した非正規の職員・従業員に占める各回答の割合を示したもの。
 2) その他については、現職の雇用形態についている理由として、
 男性（※1）：「家事・育児・介護等と両立しやすいから」「通勤時間が短いから」「その他」を選択した者の合計
 女性（※2）：「通勤時間が短いから」「専門的な技能等をいかせるから」「その他」を選択した者の合計

第1-(2)-30図 年齢階級別にみた非正規雇用を選択している理由の動き

○ 非正規を選択する理由の増減をみると、25歳以上の女性で家事・育児等と両立しやすいという理由の者が増加。また、65歳以上の高齢者において、自分の都合のよい時間に働きたいという者や家計の補助等を得たいという者が増加。



資料出所 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成
 (注) 1) 現職の雇用形態についている理由について回答した者の合計は、非正規の職員・従業員の総数と必ずしも一致しない。
 2) その他については、現職の雇用形態についている理由として、「通勤時間が短いから」「専門的な技能等をいかせるから」「その他」を選択した者の合計

いこう。男性では45～54歳と65歳以上を除いて不本意非正規雇用労働者は前年差で減少しており、女性では「家事・育児・介護等と両立しやすいから」という者は55～64歳を除いた25歳以上の全ての年齢階層で増加している。また、65歳以上では、「自分の都合のよい時間に働きたいから」「家計の補助・学費等を得たいから」という者が増加している。

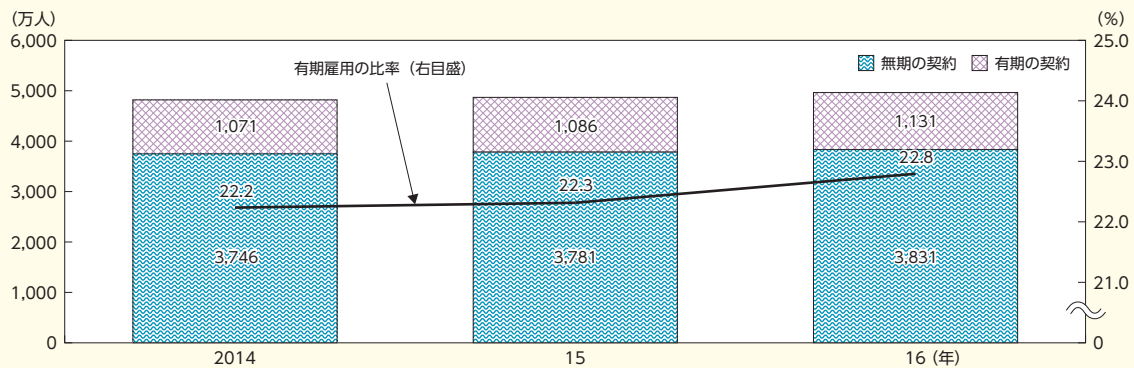
●高齢者を中心に有期雇用者が増加

雇用契約期間別の雇用者の動向をみていこう。第1-(2)-31図により、雇用契約期間別に一般常用雇用者数の増減をみると、無期雇用者・有期雇用者ともに増加しており、有期雇用者の比率が上昇している。

また、第1-(2)-32図により、性・年齢別に有期雇用者数の推移をみると、60歳未満、60歳以上ともに有期雇用者数の増加がみられるが、60歳以上の高齢者で有期雇用の比率の上昇幅が大きくなっている。

第1-(2)-31図 雇用契約期間別にみた一般常用雇用者数の動き

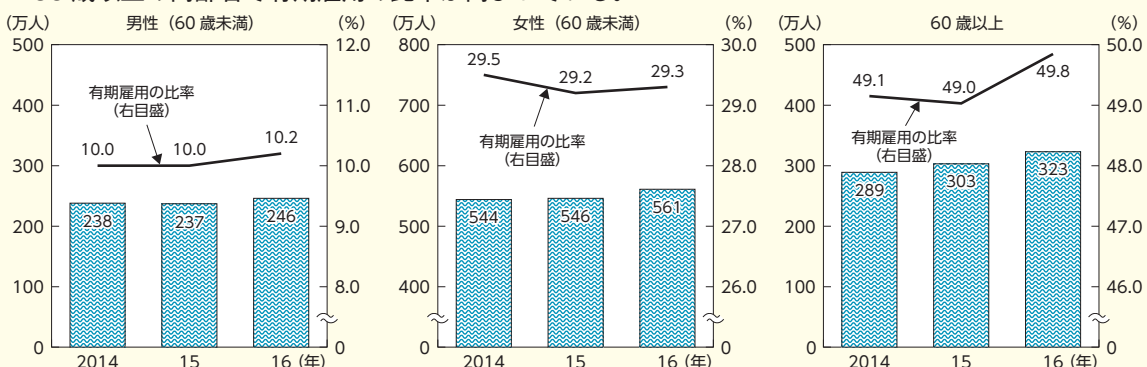
○ 雇用契約期間別に一般常用雇用者数の増減をみると、無期雇用者・有期雇用者ともに増加しており、役員を除く一般常用雇用者のうち有期雇用者の比率は上昇している。



資料出所 総務省統計局「労働力調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成
 (注) 「無期の契約」は雇用契約期間の定めがない者を指し、「有期の契約」は雇用契約期間が1年を超える者を指す。
 また、有期雇用の比率は役員を除く一般常用雇用者数のうち、有期の契約の者が占める割合を指す。

第1-(2)-32図 有期雇用者数の推移

○ 性別・年齢別に有期雇用者数をみると、60歳未満、60歳以上ともに有期雇用者数の増加がみられ、60歳以上の高齢者で有期雇用の比率が高まっている。



資料出所 総務省統計局「労働力調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成
 (注) 有期雇用の比率は役員を除く一般常用雇用者数のうち、有期の契約の者が占める割合を指す。

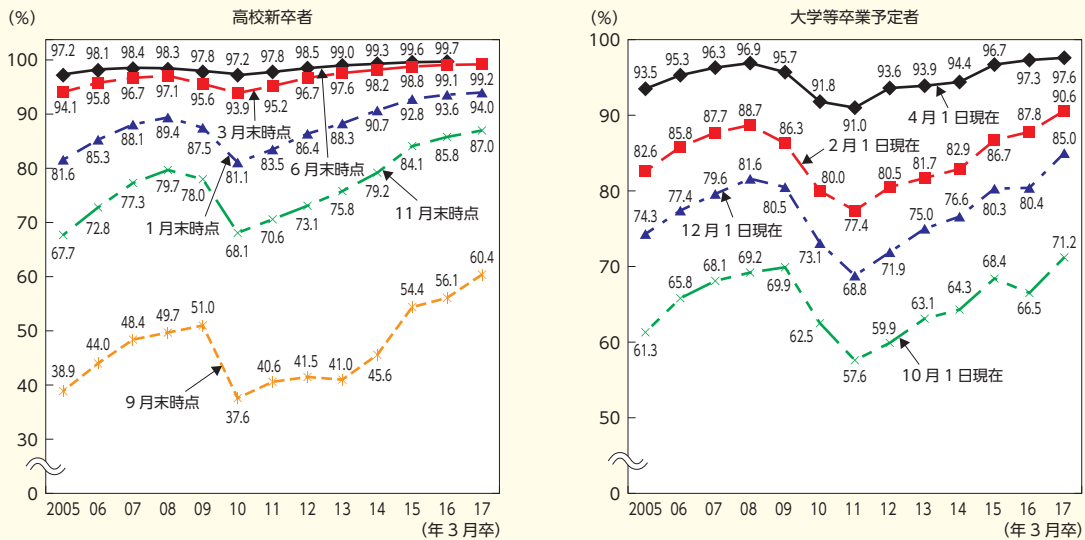
●大学卒業予定者の内定率は97.6%と1997年の調査開始以来過去最高の水準

ここからは、若年層の就業状況として、新卒者の就職（内定）率の推移や、フリーター・若年無業者の動向をみていこう。

まず、新卒の動きについてみていく。第1-(2)-33図では高校新卒者、大学等卒業予定者の就職内定率の推移を示している。高校新卒者について3月末現在の就職内定率の推移をみていくと、2010年3月卒の93.9%を底として、2011年以降は改善を続けており、2017年3月卒の就職内定率は前年同期比0.1%ポイント上昇して99.2%と、1993年3月卒以来24年ぶりの水準となった。また大学等卒業予定者の4月1日現在の就職内定率の推移をみると、2011年3月卒の91.0%を底として、2012年以降改善を続けており、2017年3月卒の就職内定率は前年同期比0.3%ポイント上昇して97.6%と1997年の調査開始以降で過去最高の水準となった。

第1-(2)-33図 就職（内定）率の推移

- 2017年3月卒の高校生の3月末現在の就職内定率は99.2%で、前年度より0.1ポイント上昇。
- 2017年3月卒予定の大学生の4月1日現在の就職内定率は97.6%で、前年同期比0.3ポイント上昇。



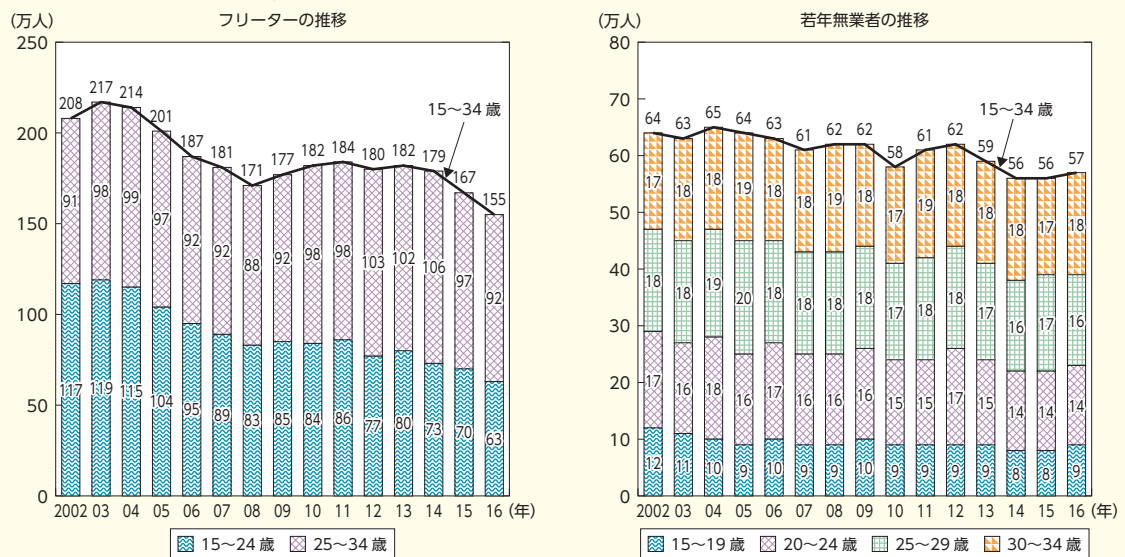
資料出所 厚生労働省「高校・中学新卒者の求人・求職・内定状況」、厚生労働省・文部科学省「大学等卒業予定者の就職内定状況調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

●フリーターは前年から 12 万人減、若年無業者は前年から 1 万人増

続いて、第 1-(2)-34 図により、フリーター・若年無業者の推移をみてみよう。左図のとおり、フリーターは 2014 年以降減少を続けており、2016 年は前年差 12 万人減の 155 万人となった。内訳としては 25～34 歳が同 5 万人、15～24 歳では同 7 万人の減少となっている。また、若年無業者についてみると、2016 年は 25～29 歳が前年差 1 万人減となった一方で、15～19 歳、30～34 歳で同 1 万人増加し、全体で同 1 万人増の 57 万人となったが、長期的には横ばいで推移している⁸。

第 1-(2)-34 図 フリーター、若年無業者の推移

○ 若年の就業者が増加する中で、フリーターは前年差 8 万人減の 155 万人となっている。



資料出所 総務省統計局「労働力調査」「労働力調査（詳細集計）」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成
 (注) 1) フリーターは、15～34 歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者のうち、以下の者の合計としている。
 ・雇用者のうち「パート・アルバイト」の者
 ・完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者
 ・非労働力人口で、家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の者
 2) 若年無業者は、15～34 歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者としている。
 3) フリーター、若年無業者について、2005 年から 2011 年までの数値は、2010 年国勢調査の確定人口に基づく推計人口に切替え集計した値であり、2011 年の数値は、東日本大震災による補完推計値。

8 フリーター等の非正規雇用労働者については、2016年3月から施行された新卒者に向けた職場情報の提供を始めとして、わかものハローワークの充実や、学び直しの支援、効果的な訓練機会の提供等を通じ、マッチングの向上や正規雇用化を促進するなどの取組を実施している。

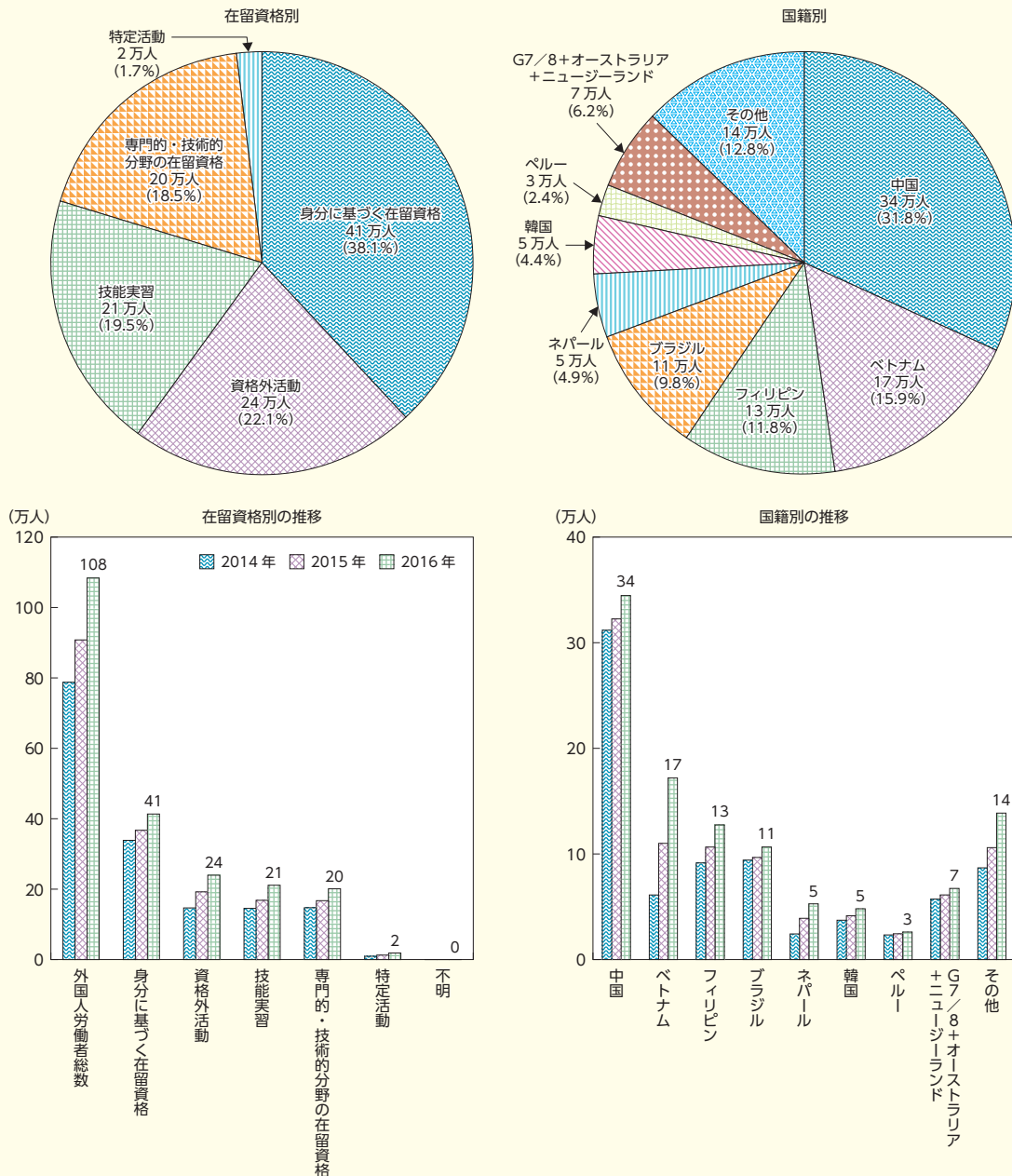
第6節 外国人雇用の動向

●外国人労働者数は約108万人。届出義務化以来、過去最高を更新

日本で働く外国人労働者数をみると、2016年10月末では前年差で19.4%増の108万人となり、2007年に外国人雇用状況届出を義務化して以降、過去最高を更新し、初めて100万人を超えた。第1-(2)-35図にあるように、いずれの在留資格においても外国人労働者は増加しており、「専門的・技術的分野の在留資格」が20万人、「身分に基づく在留資格」が41万人、

第1-(2)-35図 外国人労働者の概観

○ 2016年10月末の外国人労働者数は前年差約18万人増の約108万人となり、2007年に届出が義務化されて以来過去最高を更新。



資料出所 厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

「技能実習」が21万人、「資格外活動」が24万人となっている。

次に、国籍別でみると、中国が34万人と最も多いが、近年では東南アジア諸国出身の外国人労働者の増加が進んでおり、ベトナムが17万人、フィリピンが13万人と続いている。

さらに、「専門的・技術的分野の在留資格」に着目すると、国籍別では中国が41.9%の8.4万人、韓国が10.4%の2万人となっており、約2分の1をこの2か国が占めている。産業別に見ると、情報通信業が16.7%の3.4万人、製造業が15.4%の3.1万人となっている。

第7節 障害者雇用の動向

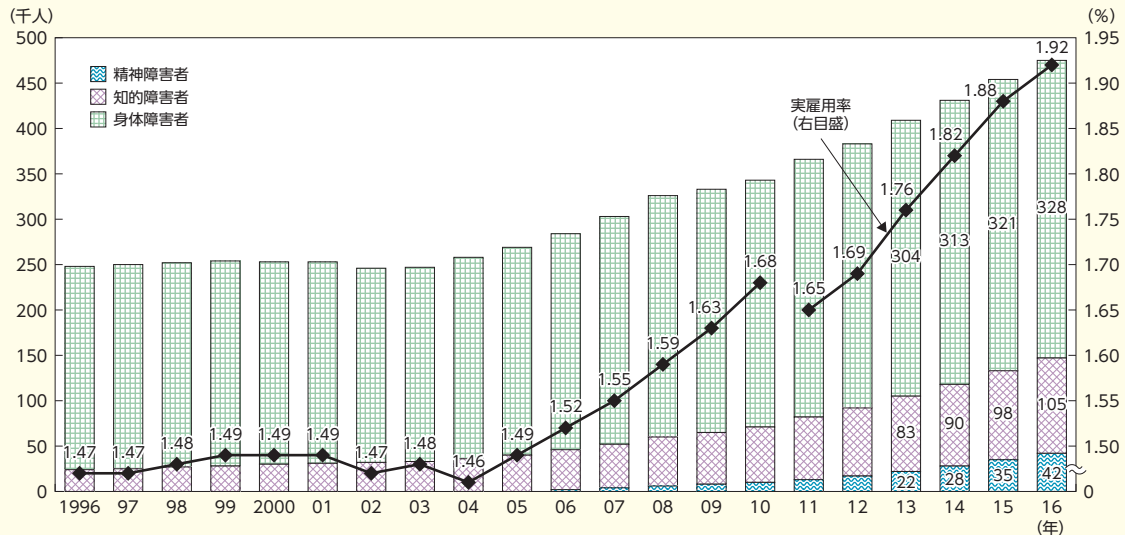
●障害者の雇用者数は13年連続で過去最高

第1-(2)-36図で、障害者の雇用状況についてみていこう。2016年6月1日現在の障害者の雇用者数は47万人と、前年比で4.7%の増加となり、13年連続で過去最高となったほか、実雇用率についても、1.92%と前年比0.04%ポイントの上昇となり、5年連続で過去最高となった。前年比で増加率をみると身体障害者は2.1%、知的障害者は7.2%、精神障害者は21.3%となっており、精神障害者の伸び率が特に大きくなった。

法定雇用率達成企業の割合は、法定雇用率達成企業の割合は、50～100人未満が45.7%（前年は44.7%）、100～300人未満が52.2%（同50.2%）、300～500人未満が44.8%（同44.0%）、500～1,000人未満が48.1%（同44.6%）、1,000人以上が58.9%（同55.0%）となり、全ての規模の区分で前年より増加した。

第1-(2)-36図 雇用されている障害者の数と実雇用率の推移

○ 2016年の雇用障害者数は、13年連続で過去最高を更新した。



資料出所 厚生労働省「障害者雇用状況報告」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

(注) 1) 雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年は50人以上規模の企業）についての集計である。

2) 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

- ～2005年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者
- 2006年～ 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者
精神障害者
精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
- 2011年～ 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者
精神障害者
身体障害者である短時間労働者（身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
知的障害者である短時間労働者（知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

3) 法定雇用率は、2012年までは1.8%、2013年4月以降は2.0%となっている。

4) 2010年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、2011年以降と2010年までの数値を単純に比較することは適当ではない状況である。